

避難計画[原子力災害]作成ガイドライン

～原子力災害における広域避難の対応について～



平成26年12月

宮 城 県

目 次

第1章 一般的事項	
1 本書の主旨	1
2 定義	1
3 基本方針	1
4 本書の見直し	2
第2章 避難計画の対象地域	
1 対象地域	3
2 広域避難先	7
3 避難経路	7
4 一時集合場所	8
第3章 防護対策の決定	
1 防護対策の決定に係る基準等	9
2 避難等指示の基本的考え方	10
第4章 住民への情報伝達・広報	
1 住民への情報伝達体制	17
2 住民広報活動	18
第5章 住民への防護措置	
1 基本的事項	19
2 一般住民の避難	22
3 要配慮者（施設敷地緊急事態要避難者を含む）の避難	24
第6章 避難住民の支援体制等	
1 避難所及び福祉避難所の開設	32
2 避難所及び福祉避難所の運営	33
3 避難が長期化した場合の対応	33

【資料編】

・参考資料1	原子力災害対策重点区域の人口等	37
・参考資料2	避難推奨経路に関する資料	
1	女川町	52
2	石巻市	53
3	登米市、涌谷町、美里町及び南三陸町	54
4	東松島市	55
・参考資料3	道路、港湾及びヘリポートに関する資料	
1-1	原子力発電所周辺の道路図	56
1-2	原子力発電所周辺の道路状況	62
2-1	港湾分布図	72
2-2	漁港等整備状況	73
3-1	ヘリポート適地分布図	77
3-2	ヘリポート適地状況	79
・参考資料4	避難手段（バス・船舶等）に関する資料	
1-1	緊急輸送車両状況	80
1-2	防災関係機関輸送車両の状況	82
2-1	船舶保有状況	84
2-2	防災関係機関保有船舶の状況	88

第1章 一般的事項

1 本書の主旨

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故においては、従来定めていた原子力防災対策を重点的に実施すべき地域である原子力発電所から概ね10km圏を越える地域に対して避難指示が出され、住民等は遠方の自治体に広域避難を行う状況となった。

この事故の教訓を踏まえ、平成24年10月に原子力災害対策指針が制定され、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が原子力発電所から概ね30km圏に拡大されるとともに、国の防災基本計画（原子力災害対策編）において、当該地域を含む地方公共団体は広域避難に関する計画を策定することとされた。

このことを受け、平成25年2月に宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]を修正し、東北電力株式会社女川原子力発電所から概ね30km圏内の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を包含する女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町（以下「関係市町」という。）が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）に定める原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において避難を行う際には、当該地域外に避難することを定めたところである。

本書は、宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]第2章第13節1の規定に基づき、関係市町が避難計画を作成する際に必要となる基本的事項を定めたものである。基本的に個別の県及び市町村の境界を越えた避難について記載するが、関係市町においては本書を参考とし、単独の自治体内で避難が完結する場合には本書を準用しながら、国の指針等も参考として、地域の実情に合わせた具体的事項を定めた避難計画を準備いただきたい。また、原子力防災関係機関においては、本書を良く理解の上、迅速かつ確実な避難を実施できる体制を構築されたい。

2 定義

本書で用いる用語については、以下に示す用語以外は、宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]における用語の定義と同義である。

- ・避難：単に避難と記す際は、避難及び一時移転を示す。

※避難と一時移転については、第2章「【参考】避難、一時移転及び屋内退避について」を参照のこと。

3 基本方針

- (1) 原子力災害と自然災害が複合して発生した際を想定し、人命確保を最優先とした住民の安全対策をあらかじめ検討すること。

特に自然災害発生時においては、状況により原子力災害時の対応を行うことにより生命の危険性が高まる行動（例えば、沿岸部における津波発生時や山間部における土砂災害時の屋内退避又は避難等）もあることから、事前に行動手順を定めておくこと。

- (2) 住民や防災業務関係者等に対して、避難先及び避難ルートをあらかじめ明示すること。また、

第1章 一般的事項

複合災害時等における臨機に対応が必要となった場合も念頭に、迅速かつ確実に情報伝達が行える体制を整備すること。

- (3) 避難の実施に通常以上の時間を要する要配慮者等については、避難手段の早期確保や一般住民よりも優先的避難を行うことにより、円滑かつ迅速な避難の確保を図ること。

4 本書の見直し

本書は、国の法令、指針等及び宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]の修正、国による広域避難の実効性向上に係る検討結果並びに国、防災関係機関及び関係市町等との協議結果等を踏まえ、修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。

第2章 避難計画の対象地域

1 対象地域

避難計画の対象地域は、宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]に定める東北電力株式会社女川原子力発電所から概ね5km圏内の予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び概ね30km圏内の緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）とし、下表に示す地域とする。

(1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）

市町名	地域名
女川町	高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間
石巻市	(荻浜) 荻浜、小積浜 (牡鹿) 鮫浦、前網、寄磯、大谷川、谷川、泊

(2) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

市町名	地域名
女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、上四、上五、西一、西二、黄金、南、小乗、高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、女川一、女川二、大原一、大原二、大原三、大原四、清水一、清水二、清水三、宮ヶ崎、石浜東、石浜西、桐ヶ崎、竹浦、尾浦、御前浜、指ヶ浜、出島、寺間、江島
石巻市	(石巻) 日和が丘一丁目第1、日和が丘一丁目第2、日和が丘二丁目、日和が丘三丁目第1、日和が丘三丁目第2、日和が丘四丁目、大手町、南光町第1、南光町第2、宜山町、門脇町一丁目、羽黒町一丁目第1、羽黒町一丁目第2、羽黒町二丁目、中央一丁目第1、中央一丁目第2、中央二丁目第1、中央二丁目第2、中央三丁目、泉町一丁目第1、泉町一丁目第2、泉町二丁目第1、泉町二丁目第2、泉町三丁目第1、泉町三丁目第2、泉町四丁目第1、泉町四丁目第2、立町一丁目、立町二丁目、穀町第1、穀町第2、千石町、鑄銭場、住吉町一丁目、住吉町二丁目第1、住吉町二丁目第2、駅前北通り一丁目、駅前北通り二丁目、駅前北通り三・四丁目、南中里三丁目、南中里四丁目、中里二・三丁目、中里五・七丁目、中里四丁目、中里六丁目、中里一丁目、南中里一丁目・二丁目、東中里一・二・三丁目、元倉一・二丁目、旭町第1、旭町第2、水押公営住宅、水押一丁目、水押二・三丁目、開北一丁目、開北二丁目第1、開北二丁目第2、開北三丁目、開北四丁目、大橋一・二・三丁目、水明北一丁目、水明北二丁目、水明北三丁目、水明南一丁目、水明南二丁目、清水町一丁目、清水町二丁目、新橋第1、新橋第2、山下町一丁目、山下町二丁目、田道町一丁目、田道町二丁目、錦町第1、

市町名	地域名
石巻市	<p>(石巻)</p> <p>錦町第2、西山町、末広町、双葉町第1、双葉町第2、貞山一丁目、貞山二丁目、貞山三・四・五丁目、明神山、上釜第1、上釜第2、下釜第2、下釜第3、下釜第4、下釜第5、上大街道第1北・東部、上大街道第1北・西部、上大街道第1南・東部、上大街道第1南・西部、上大街道第2、上大街道第3、下大街道第1、下大街道第2東、下大街道第2西、下大街道第3、下大街道第4東、下大街道第4西、不動町一丁目第1、不動町一丁目第2、不動町二丁目、藤の巻、八幡町一丁目、八幡町二丁目、田町、湊町一丁目、湊町二丁目、湊町三丁目、湊町四丁目、吉野町一丁目第1、吉野町一丁目第2、吉野町二丁目、吉野町三丁目、御所入、大門町三・四丁目、明神町一・二丁目、伊原津、鹿妻北第1、鹿妻北第2、鹿妻北第3、鹿妻南一・二丁目、鹿妻南三・四・五丁目、松並、緑町、鹿妻公営住宅、仮設水押球場団地、仮設大橋団地</p>
	<p>(渡波)</p> <p>鹿松、際、原、千刈田、浜松町、東黄金浜、南黄金浜、栄田第1、栄田第2、松原町、大宮町、長浜町、幸町、渡波町一丁目、榎壇、渡波町二丁目、渡波町三丁目、三和町、後生橋・宇田川町、万石町、塩富町一丁目、塩富町二丁目、祝田1区、祝田2区、佐須、小竹浜、表沢田、流留、うしお町、垂水町、万石浦1区、万石浦2区、仮設渡波第一団地、仮設渡波第二団地、仮設万石浦団地</p>
	<p>(稲井)</p> <p>南境西部、南境東部、大瓜棚橋、大瓜亀山、大瓜井内、大瓜八津、大瓜入、高木西部、高木東部、水沼西部、水沼東部、真野内原、真野日向日影、真野小島、沼津、裏沢田、井内東部、井内西部、仮設開成1・2団地、仮設開成3・4・5・6・14団地、仮設開成7・8団地、仮設南境第7団地第1、仮設南境第7団地第2、仮設南境第7団地第3、仮設開成第9・10・13団地</p>
	<p>(荻浜)</p> <p>折浜、蛤浜、桃浦、月浦、侍浜、荻浜、小積浜、牧浜、竹浜、狐崎浜、鹿立浜、福貴浦</p>
	<p>(蛇田)</p> <p>新橋、境谷地、丸井戸第1、丸井戸第2、中塚第1、中塚第2、谷地第1、谷地第2、谷地第3、新谷地前、上第1、上第2、太田切、福村、裏、沖、仲、浜江場、東前沼第1、東前沼第2、新下前沼、向陽町一丁目、向陽町二丁目第1、向陽町二丁目第2、向陽町三丁目、向陽町四丁目、向陽町五丁目第1、向陽町五丁目第2、あけぼの、仮設蛇田中央団地</p>

市町名	地域名
石巻市	<p>(田代)</p> <p>大泊、仁斗田</p>
	<p>(河北)</p> <p>成田、飯野川仲町、飯野川上町、飯野川本町、旧屋敷、五味、元相野谷、中島上、中島下、中野、牧野巣、皿貝、馬鞍、五十五人、鶴家、沢田崎山、川の上、後谷地、吉野、岩崎、飯野本地、飯野新田、北境、東福田、大土、梨木舟渡、大森、辻堂、三輪田上、三輪田中、三輪田下、福地、横川、谷地、針岡第一、針岡第二、入釜谷、仮設飯野川校団地、仮設追波川多目的団地、仮設大森第1、2団地、仮設大森第3団地、仮設大森第4団地</p>
	<p>(雄勝)</p> <p>名振、荒、船越、大須上、大須下、大須船隠、熊沢、羽坂、桑浜、立浜、大浜、雄勝、水浜</p>
	<p>(河南)</p> <p>根方、黒沢、駅前、定川、山崎、和湊山根、和湊町上、和湊町、笈入、中山・上谷地、梅木、新田町、四家、本町、道的・三軒谷地、谷地中、曾波神、中塚、山根、しらさぎ台、沢田、館、糠塚、砂押、柏木、町下、町上、新田、青木、朝日、大番所、大沢、箱清水、表沢、俵庭、小崎、仮設押切沼団地、仮設しらさぎ台団地、仮設東北電子団地、仮設旭化成団地、仮設前山団地、仮設糠塚団地</p>
	<p>(桃生)</p> <p>倉塚、深山・牛田、寺崎舟場、寺崎上、寺崎下、中津山上、中津山下・四軒、城内館下、城内嶺、新田上、新田下、給人町上、給人町下、神取上、神取下、高須賀下、高須賀上、小池、太田西、拾貫、入沢、檜崎東・山田、檜崎西、永井、裏永井、仮設永井・倉塚団地、仮設桃生中津山団地、仮設城内団地</p>
	<p>(北上)</p> <p>橋浦本地、橋浦大須上、橋浦大須下、長尾上、長尾下、行人前、二丁谷地、泉沢、中原、要害、大上、追波上、追波下、吉浜、月浜、長塩谷、白浜、小室、小泊、大室、相川上、相川下、小指、大指、小滝、にっこり団地</p>
	<p>(牡鹿)</p> <p>鮎川第1、鮎川第3、鮎川第5、鮎川第6、金華山、新山、長渡中小路、長渡根組、網地、十八成、小湊、給分、大原、小網倉、谷川、大谷川、鮫浦、泊、前網、寄磯、鮎川小学校団地</p>

第2章 避難計画の対象地域

市町名	地域名
登米市	<p>(津山)</p> <p>東下在、西下在、平形、元町第一、元町第二、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、宮町、小川町、石貝、入沢、横山1区、横山2区、横山3区、横山4区、横山5区、横山6区、横山7区、横山8区、横山9区、横山10区、横山11区、黄牛町</p> <p>(豊里)</p> <p>上町、新町、横町、仲町、川前、下町、西二ッ屋、加々巻、白鳥、鵜波、東二ッ屋、浦軒、上谷地、十五貫、大曲、竹花、保手、庚申、長根、山根</p>
東松島市	<p>(矢本)</p> <p>上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、上小松、沢田、前里、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六檜、八幡、裏、横関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二</p> <p>(鳴瀬)</p> <p>小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、浜市、中下、新町、亀岡東、亀岡南、大浜、室浜</p>
涌谷町	大谷地、短台
美里町	小島
南三陸町	荒町上、荒町下、西戸上、西戸下、折立上、折立下、林、水戸辺、在郷上、在郷下、波伝谷上、波伝谷下、津の宮、滝浜、藤浜、長清水、寺浜、大久保

2 広域避難先

広域避難については、避難住民の負担軽減及び避難住民に対する県及び関係市町による確実な支援実施の観点から、基本的に県内自治体への避難を行うものとする。また、各自治体の避難住民が複数の自治体に分かれる場合には、出来るだけ避難先自治体を隣接するよう心がけ、面的な繋がりを形成するよう配慮する。

原則として、県は関係市町と避難先自治体の調整を実施し、関係市町は県が調整した避難先自治体とあらかじめ受入施設や避難所運営方法等、具体的な要件等について取り決めを行うものとする。県が調整した関係市町の広域避難先を下表に示す。

なお、避難が必要な局面において、複合災害等の理由により避難先自治体が甚大な影響を受け、避難住民の受け入れを行うことが困難となった際には、県が近隣県等への避難受入について調整を行い、避難先を確保することとする。

表 2-2-1 避難元自治体と避難先自治体の関係

避難元市町名	避難先市町村名
女川町	栗原市
石巻市	仙台市、塩竈市、気仙沼市、白石市、角田市、多賀城市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
登米市	(登米市内の30km圏外に避難)
東松島市	仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町
涌谷町	(涌谷町の30km圏外に避難)
美里町	(美里町の30km圏外に避難)
南三陸町	登米市
合計	県内31市町村

3 避難経路

(1) 避難経路の設定

避難を実施する際に住民が通過する経路の設定に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ① 「参考資料2 避難推奨経路に関する資料」を踏まえ、避難対象地区と避難先自治体までの地理的状況及び道路状況等を勘案の上、できるだけ複数の避難候補経路を設定し、基本的な避難候補経路については、あらかじめ住民に周知しておくこと。
- ② 避難候補経路の設定に当たっては円滑な避難を実施するため、住民の動線が交差しないよう注意すること。
- ③ 避難指示又は避難準備の発令が見込まれる段階で、県及び関係市町は災害状況や避難候補経路の状況等を踏まえ、県警察本部及び道路管理者等の関係機関と調整を行い、避難経路を決定すること。

(2) 避難誘導及び交通規制体制

- ① 避難を円滑かつ確実に実施するため、県警察本部は道路管理者等と連携し、あらかじめ避難実施時における交通規制及び交通誘導體制を整える。
- ② 県警察本部は、避難指示又は避難準備の発令が見込まれる段階で、災害状況や避難候補経路の状況等を踏まえ、県及び関係市町等の関係機関と調整を行い、県及び関係市町が決定した避難経路により円滑な避難ができるよう、交通規制及び交通誘導を実施する。

4 一時集合場所

バスや自衛隊車両、大型船舶、ヘリコプター等の輸送手段による集団避難に備え、住民が当該車両等に乗車等するための一時集合場所をあらかじめ定めておくこと。

一時集合場所の設定に当たっては、住民が集合しやすく大型の輸送車両が近接できる施設を選定する必要があるが、配置については地理的状況を勘案し、半島部であれば各行政区毎、都市部であれば学区単位とし、安定ヨウ素剤を分散配備する学校を選定する等、合理的かつ効果的な配置となるよう検討の上、設定すること。

5 避難所受付ステーション

(1) 避難元自治体と避難先自治体が調整し、あらかじめ定めておくこと

- ① 住民が避難先自治体に到着後、住民に対し、行政区画（区）毎に避難所を指示する場所である「避難所受付ステーション」をあらかじめ定めておくこと。
- ② 避難所受付ステーションの設定に当たっては、例えば役場や市民会館等の住民が集合しやすく大型の輸送車両が近接できる施設を選定すること。
- ③ 行政区画（区）毎の避難所割り当て案を定めておくこと。

(2) 運営方法

- ① 県又は関係市町から開設の要請を受けた段階で、基本的に避難先自治体が開設すること。
- ② 避難先自治体は、あらかじめ準備している行政区画（区）毎の避難所割り当て案で指定されている避難所が使用可能な状況であるか確認するとともに、使用不可能な場合には、避難所割り当て案で指定されている他の避難所への割り当てを調整する。なお、避難先自治体のみでの対応が困難な場合は、その状況を県災害対策本部へ連絡すること。
- ③ 県災害対策本部は、県内全自治体の避難所受付ステーションからの使用可能な避難所の情報を集約し、空き避難所かつ暫くの間は避難指示が発令されない見込みの地区の避難所を把握しておくこと。
- ④ 県災害対策本部は、避難先自治体から当該自治体のみで対応困難との連絡を受けた場合には、県内他市町村若しくは近隣県等の避難所に再割り当てを行い、該当自治体（避難所受付ステーション）に結果を通知すること。
- ⑤ 避難所受付ステーションでは、住民到着後、あらかじめ準備している行政区画（区）毎の避難所割り当て案（県災害対策本部から再割り当て案が示された場合には当該案）に従い、住民に対して避難所を案内する。その際、避難先近辺の地理に不案内な者に対しては、避難所まで

の地図を配布することが望ましい。

第3章 防護対策の決定

1 防護対策の決定に係る基準等

緊急事態の初期対応段階において実施する防護措置の基準として、基本的に環境中へ放射性物質が放出される前は、緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL:Emergency Action Level)を用い、放射性物質放出後は、運用上の介入レベル(OIL:Operation Intervention Level)が用いられ、国から避難指示等が行われることとなっている。

(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)

主に環境中に放射性物質が放出される前の段階において、予防的防護措置を実施するために原子力発電所の状態等で設定されるもので、表3-1-1のとおり定められている。

表3-1-1 緊急事態区分とEAL等の枠組みとの関係

緊急事態区分	概要	EALの例	原災法等との関係
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	非常用母線への交流電源が1系統になった場合等	警戒事象に対応
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	原子炉停止中に原子炉水位が非常用炉心冷却装置の作動水位まで低下等	特定事象に対応 (原災法第10条)
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階	照射済燃料集合体貯蔵プールの水位が、燃料集合体の露出水位まで低下等	原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)

(2) 運用上の介入レベル(OIL)

環境中に放射性物質が放出された後の段階において、主に確率的影響のリスクを低減するための防護措置を実施するために、緊急時モニタリング結果と比較して判断するための基準として設定されるもので、表3-1-2のとおり定められている。

表3-1-2 避難、一時移転及び屋内退避に係るOIL

基準の種類	基準の概要		初期設定値
	防護措置の概要		
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)
		数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)
		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。	

【参考】避難、一時移転及び屋内退避について

○避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

【避難】空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施。

【一時移転】緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間の内に当該地域から離れるため実施。

○屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策で、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置であり、避難指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

(参考) 原子力災害対策指針(平成25年9月5日全部改正 原子力規制委員会)

2 避難等指示の基本的考え方

(1) 避難等指示の発出時期

女川原子力発電所の状況及び緊急時モニタリング結果等を踏まえ、国から緊急事態区分及びO I Lに基づいた避難等指示が発令される。発令に係るフローを図3-2-1、避難指示地域の概念図を図3-2-2に示す。

なお、状況を総合的に勘案して、国の指示が発令される前に避難等指示が必要な際には、関係市町長は原災法第28条第2項及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(以下「災対法」という。)第60条に基づき避難等指示を行い、関係市町長が避難等指示を行うことができない場合は、知事が原災法第28条第2項及び災対法第60条第6項に基づく避難等指示の代行を行う。

(2) 避難等指示の区域

- ① 避難等指示に当たっては、第2章「1 対象地域」に示す防災対策に係る行政区画(区)を単位として実施すること。
- ② 関係市町は、住民等が心理的な動揺と混乱を起こす事なく指示に従って行動ができるよう、あらかじめ「参考資料1 原子力災害対策重点区域の人口等」に示す行政区画(区)毎の住民状況及び次の事項を把握し、又は定めておくとともに定期的に更新すること。

- イ 地区の連絡責任者
- ロ コンクリート屋内退避施設(名称、所在地、収容可能人員数)
- ハ 移送を要する推定人員
- ニ その他必要な事項

(3) 避難等指示に当たっての留意事項

① 複合災害への対応

原子力災害と自然災害が複合して発生した際を想定し、人命確保を最優先とした住民の安全対策をあらかじめ検討すること。

特に自然災害発生時においては、状況により原子力災害時の対応を行うことにより生命の危険性が高まる行動(例えば、沿岸部における津波発生時や山間部における土砂災害時の屋内退避又は避難等)もあることから、事前に行動手順を定めておくこと。

なお、PAZを含む関係市町においては、地域に放射線防護対策施設を整備しており、当該施設の利用も念頭に置くこと。

② 段階的避難の実施

避難等指示は、緊急事態区分及びO I Lに基づき、災害等の状況に応じて段階的に発令されることから、基本的に段階的避難を行うこととする。

③ 避難所要時間の短縮(交通量の抑制による交通渋滞の低減)

避難の実施に当たっては、交通渋滞が避難所要時間を増大させる原因となることから、交通量の抑制及び交通規制等により、交通渋滞の低減に努めるものとする。

i) 避難対象区域

交通量を抑制させるため、関係市町は住民に対し、自家用車による避難を行う際には、できるだけ家族及び近隣住民等で乗り合わせて避難するよう、住民広報を実施することとする。

ii) 避難対象地区外

県及び関係市町は段階的避難の内容について県民に周知し、避難指示区域外における自主避難率を低減させ、避難指示区域の住民が円滑かつ迅速にUPZ外に避難できるようにすること。

また、県警察本部は県災害対策本部長の要請に基づき、状況により定める区域内への交通流入を抑制するよう、交通規制を行うこととする。

④ 地勢を勘案した避難手順

東北電力株式会社女川原子力発電所は牡鹿半島の中央部に位置しており、PAZが半島を南北に分断する形となっている。

避難に際し、牡鹿半島南部の住民は陸上の避難経路を使用する場合、PAZを一旦通過する必要がある、住民防護の観点から当該地区の避難指示については、PAZに係る避難指示との一体的検討（PAZの避難実施に次ぐものとする等）若しくは船舶等による避難が必要であることから、あらかじめ避難手順を検討すること。

【参考】女川原子力発電所に係る緊急時防護措置区域の避難時間推計結果について

県では関係市町において避難計画を策定する際の参考資料とするために、平成25年度に女川原子力発電所に係る避難時間推計を実施し、PAZ内の住民及び牡鹿半島南部の住民が女川原子力発電所から5kmまでの範囲から離脱する時間並びにUPZ内の住民がUPZ外に避難するまでの時間等を推計した。なお、避難手段は、避難指示対象地域の住民全員が、各戸1台の自家用車で避難することを想定した。

○自主避難率と避難所要時間の関係

避難等指示は、緊急事態区分及びOILに基づき、災害等の状況に応じて段階的に発令されることから、初期においては、PAZが避難対象地区となり、UPZは屋内退避対象地区となる。(図3-2-1参照)

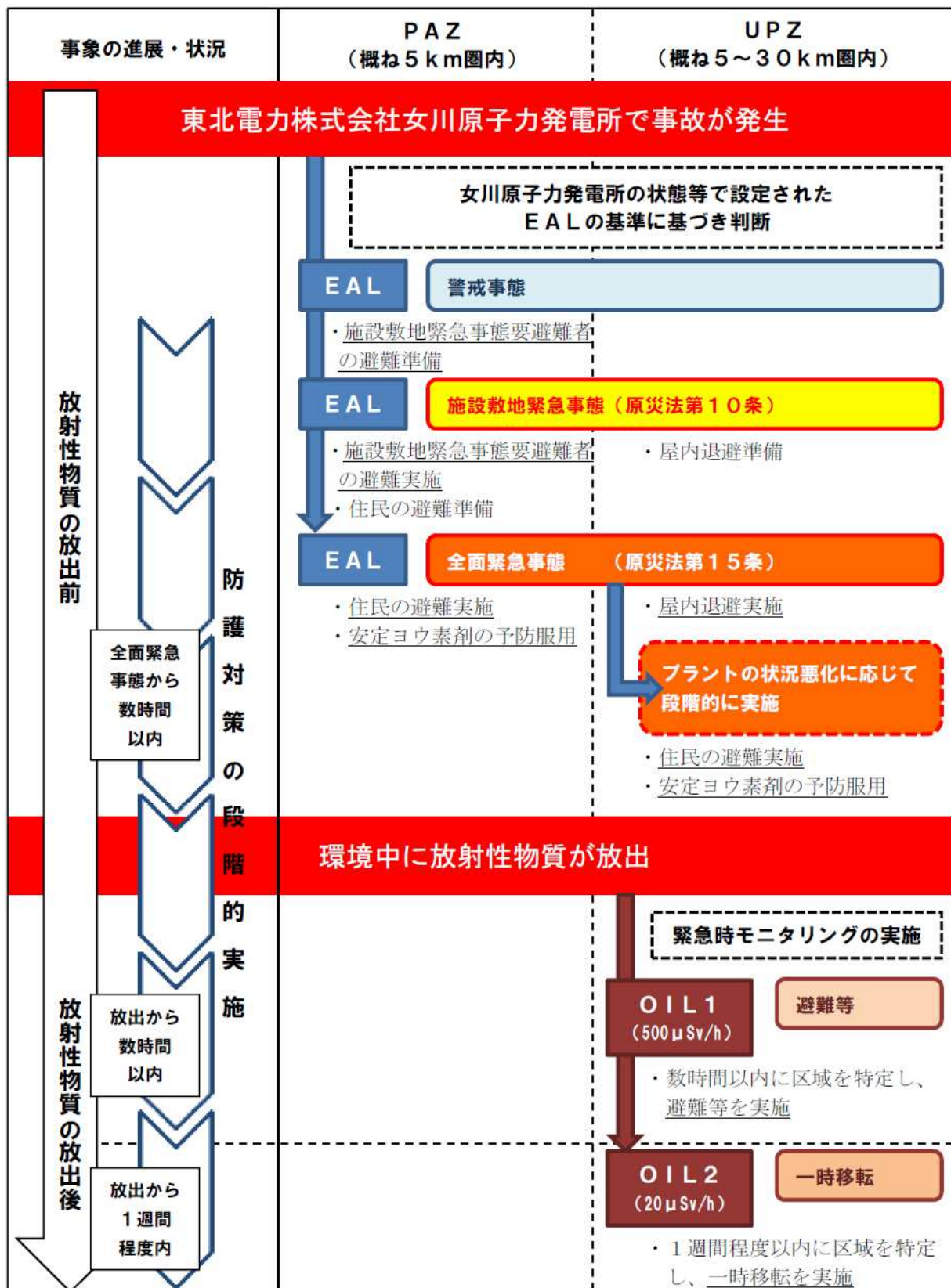
UPZ内住民が屋内退避を行わずにUPZ外へ自主避難する割合を変化させて、PAZ内の住民及び牡鹿半島南部の住民が女川原子力発電所から5kmまでの範囲から離脱する時間について推計したところ、下表のとおりUPZ内住民の自主避難率の増加に従い、離脱時間が延びる結果が得られた。

この事象は、自主避難による交通量の増加により、石巻市内で発生した渋滞が牡鹿半島中央部にかけて延伸し、渋滞解消にも時間を要することが原因であった。

避難指示区域	屋内退避 指示区域	UPZ住民の 自主避難率	5km圏 離脱所要時間	計算条件
PAZ	左記を除く UPZ	20%	1時間40分	夏季平日昼間
牡鹿半島南部		40%	3時間20分	
離島		60%	5時間10分	

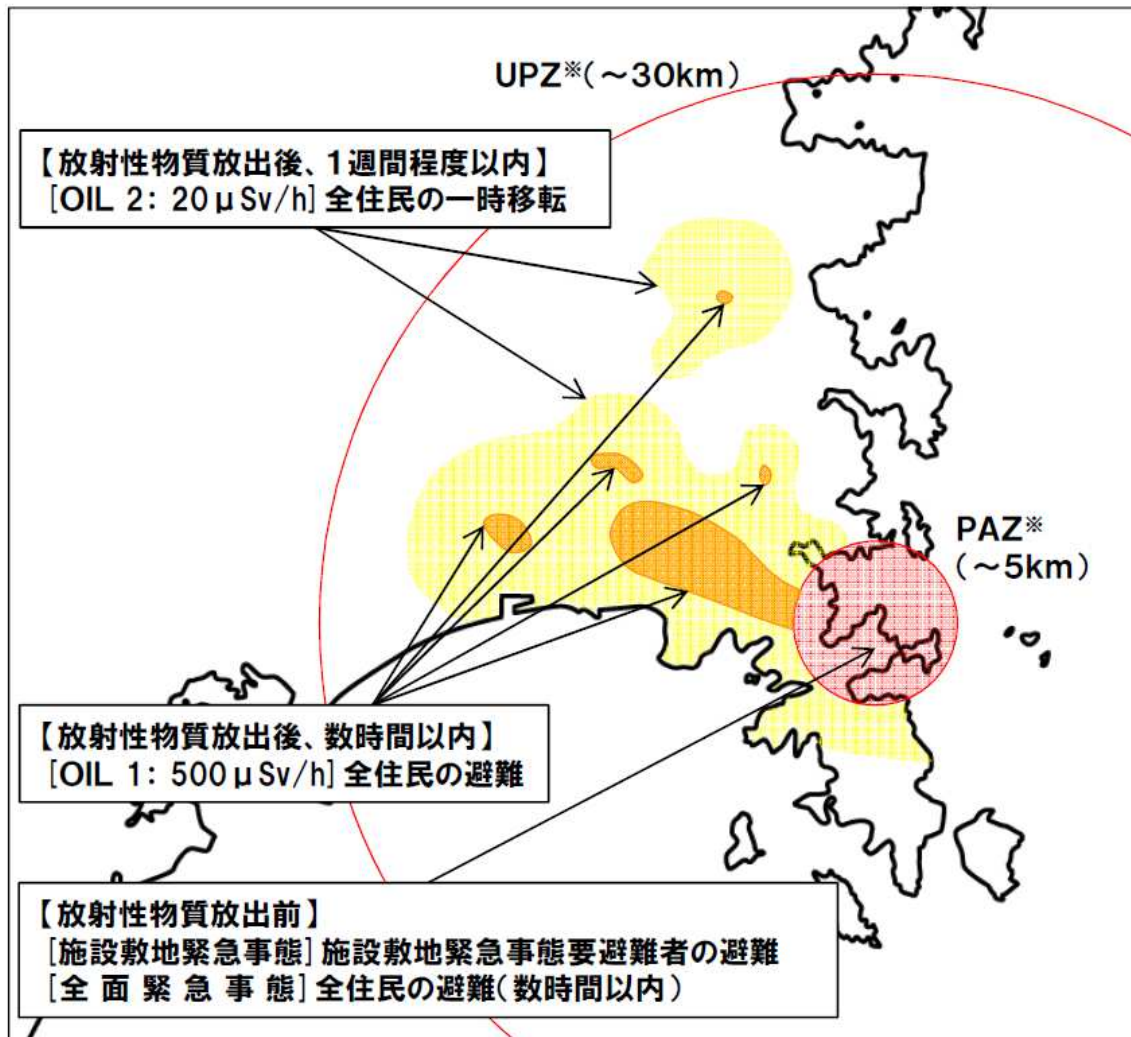
○地勢を勘案した避難手順について

PAZ以南の住民をPAZ内の住民と同時に避難させる場合、5km圏外への避難時間について、6時間弱の短縮が見込まれた。このことから、PAZ以南の住民をPAZ内住民と一体的に避難させることは、防護対策上、有効であると思われる結果となった。



(注意) ここに示したEALの順序のとおりには事態が発生するとは限らず、事態の進展によっては、全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すること。

図3-2-1 避難等指示発出に関するフロー



(注意) 本図は概念図であり、実際の災害時に同様の結果が得られるということを示しているものではない。

また、全面緊急事態以降、プラントの状況悪化に応じて、段階的に住民避難が実施されることがある。

※PAZ及びUPZの概念として同心円で範囲を記載しているが、実際の範囲は行政区域(区)を単位に定めており、本図とは形状が異なる。

図3-2-2 避難指示地域の概念図

第4章 住民への情報伝達・広報

1 住民への情報伝達体制

原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合、住民等がその発生状況や放射性物質による影響等を五感に感じることができないという特殊性を勘案し、適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保し、心理的動揺あるいは混乱を避けるため、原子力発電所における事故の状況や放射性物質の放出状況及び避難指示等の行動について、住民等への的確な情報伝達が非常に重要となる。

関係市町は、東北電力株式会社からの事故情報、国及び県からの避難及び避難準備等の情報を住民等に対して確実に伝達し共有できるように、以下に留意し、情報伝達体制を確立の上、あらかじめ細目等について定めておくこと。また、訓練等を通じ、定期的に情報伝達の手順や有効性について確認を行うこと。

(1) 迅速・的確な情報提供

迅速・的確な情報提供に当たっては、事故又は災害の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、事象の進展状況や情報提供の対象地区に応じた具体的内容をあらかじめ整理しておくこと。なお、情報伝達時における関係者の役割等を明確化しておくことが望ましい。

(2) 情報伝達手段の整備

地震や津波等との複合災害においても防災関係機関や住民等との情報連絡が途絶しないような体制を確保すること。その際は、一般回線のほか、衛星通信回線、防災行政無線、広報車両及び立看板等の活用並びに多様なメディア（テレビジョン及びラジオ放送、携帯端末の緊急速報メール等）等のあらゆる手段の活用について考慮し、複数の伝達手段を確保するよう努めること。

(3) 配慮が必要な住民等への情報伝達体制の整備

高齢者、障害児者、乳幼児、妊産婦、入院患者、外国人等の要配慮者、児童生徒、一時滞在者及びその支援者に対して、必要な情報が確実に伝達できるように多様な情報伝達手段を整備すること。

(4) 住民相談窓口の設置等

国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくこと。また、運営に当たっては、住民のニーズを見極めた上で情報の収集・整理・発信を行うこと。

2 住民広報活動

前項の情報伝達体制により住民等に対して広報を実施する際には、以下に留意し、あらかじめ細目等について定めておくことにより、迅速かつ的確な住民広報ができる体制を構築しておくこと。

(1) 住民への広報を実施する際の注意

住民への広報を実施する際には、以下に留意すること。

- 迅速・的確であること
- あらゆる手段を活用すること
- 情報の発信元を明確にすること
- 事実に基づく正確なものであること
- わかりやすい表現とすること

(2) 住民への広報内容

住民への広報については、以下に例示するような伝達内容についてあらかじめ整理し、例文を準備しておくこと。

【住民への広報内容】(例)

- 災害の状況及び今後の予測
 - ・事故等の進展状況
 - ・放射性物質の放出状況
- 関係市町及び県並びに国、防災関係機関の対策状況
 - ・災害対策本部等の設置状況
- 地区（行政区画）別の住民等の取るべき行動及び注意事項
 - ・避難準備、避難及び屋内退避等の必要性及び指示
 - ・避難先、避難経路の周知
 - ・避難又は屋内退避に当たっての注意点
- その他必要と認める事項

(3) 住民への広報時期

住民への広報については、迅速かつ繰り返し広報するよう努めるものとし、情報の空白時間がなきよう定期的な情報提供に努めること。また、以下に例示する事象毎の広報の時期についても、あらかじめ整理しておくこと。

【住民への広報時期】(例)

- 原子力発電所で事故が発生した場合
- 国、県又は関係市町が警戒体制をとった際及び災害対策本部等を設置した場合
- 緊急事態区分(警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態)が変更となった場合
- 避難等指示が発令された場合
- 環境中に放射性物質が放出された（放出される見込みがある）場合
- その他必要と認める時期

第5章 住民への防護措置

1 基本的事項

(1) 段階的な防護措置と避難対象者の区分

原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合の住民への防護措置は、緊急事態区分及びO I Lに基づき、災害等の状況に応じて段階的に実施される。

避難の実施については、表5-1-1に示すとおり、緊急事態区分及びO I Lに基づき、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の別（P A Z及びU P Z）及び対象者の避難実施に係る困難さで実施時期が異なることに留意すること。

表5-1-1 避難実施時期と避難対象者の関係

避難基準	P A Z	U P Z
警戒事態	—	—
施設敷地緊急事態	施設敷地緊急事態要避難者	—
全面緊急事態	全住民 (一般住民及び施設敷地緊急事態要避難者を除く要配慮者)	—
O I L 1	—	対象地区の住民(一般住民及び要配慮者)
O I L 2	—	対象地区の住民(一般住民及び要配慮者)

【参考】要配慮者、避難行動要支援者及び施設敷地緊急事態要避難者について

要配慮者、避難行動要支援者及び施設敷地緊急事態要援護者は、災対法、原子力災害対策指針に定義されている。

○要配慮者

災害時に限定せず、一般に配慮を要する者を意味し、具体的には高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等。

○避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者。なお、災対法第四十九条の十により、市町村長は当該市町村に居住する避難行動要支援者について名簿を作成することが義務づけられている。

○施設敷地緊急事態要避難者

①避難行動要支援者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者、②安定ヨウ素剤を事前配布されていない者、③安定ヨウ素剤の服用不適切者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

なお、①について「避難の実施に通常以上の時間がかかる」とは、入院患者のように移動手段として特別な車両等を要するような、避難に時間を要するケースを国は想定しており、自ら避難できる者、避難行動要支援者であっても家族や周辺住民等の支援により、他の住民と一緒に避難ができる者は該当しない。

(参考) 共通課題についての対応方針(平成25年10月9日 原子力防災会議連絡会議コアメンバー会議)

(2) 避難等の防護措置を実施する際の原則

① P A Z 及び U P Z 全域に関すること

- ・ 自然災害発生時等、状況により避難が実施できない場合又は原子力災害時の対応を行うことにより生命の危険性が高まる場合は、屋内退避（コンクリート屋内退避が望ましい）を実施し、避難が実施できる状況への好転を待つとともに、国、県、関係市町及び防災関係機関による救助を待つこと。
- ・ 一時集合場所等からバス等の車両、船舶及びヘリコプター等の交通手段にて避難を実施する際には、避難の優先順位が高い者から順に輸送すること。

② P A Z に関すること

- ・ 即時避難を実施するため自宅等に戻ることなく、避難指示が発令された時点の所在地から避難を行うこと。

③ U P Z に関すること

- ・ 避難準備に関する情報が連絡（広報）された段階で自宅に戻り、避難指示が発令された際には自宅から避難すること。但し、事故の進展状況により避難指示発令までに帰宅できないことが見込まれる場合や、自然災害発生等の理由により所在地から帰宅できない場合には、所在地から避難を行うこと。
- ・ P A Z に対して避難指示が発令された際には、U P Z に対して屋内退避指示を行い、速やかに対象地区へ住民広報を行い、屋内退避を実施すること。

(3) 避難手段

避難対象地域の住民は、自助・共助を優先しながら避難を実施するが、避難が困難な住民については、国、県又は関係市町の準備する交通手段により避難を行うこととし、住民は関係市町の指示により、次の交通手段で避難を行うものとする。なお、関係市町は自力で避難することが困難な住民数をあらかじめ把握し、バス等の避難用車両の必要数を把握しておくこと。その際、複合災害等により自力による避難者が限定される場合も想定すること。

【一般住民】

① 自家用車及び所有船舶による避難

自家用車を所有し、避難所まで移動可能な住民又は船舶を所有し、一時集合場所近辺の港湾若しくは漁港まで移動可能な住民は、自力で自家用車又は所有船舶により目的地まで移動する。なお、共助及び避難経路の渋滞緩和の観点から、交通手段を有していない近隣住民等との乗り合わせを原則とする。

また、原子力災害時においてはガソリン等の燃料が入手困難となる場合も想定されることから、平時から住民に対し、自家用車又は所有船舶の燃料について避難を実施できる程度の残量を確保しておくよう啓発を行うこと。

② バス等の車両による避難

自家用車により避難所まで移動できない住民は、あらかじめ定める一時集合場所に集合し、当該場所から国、県又は関係市町が確保した避難用の車両（民間バス、自衛隊車両等）により目的地まで移動する。

③ 船舶、ヘリコプター等による避難

離島地区や交通遮断地区等、陸路による避難が実施できない場合は、国又は県が自衛隊及び海上保安庁等に要請し確保した船舶やヘリコプターにより避難を実施する。

原則として、出発地点は「参考資料3 道路、鉄道、港湾等に関する資料」の2-2に示す港湾等及び3-2に示すヘリポート適地とする。なお、複合災害の状況等により出発地点が使用できない際を考慮し、複数の出発地点候補を検討すること。

到着地点の港湾又はヘリポート等からは、国、県又は関係市町が確保した避難用の車両（民間バス、自衛隊車両等）により避難所まで移動する。

また、船舶及びヘリコプター以外にも利用できる輸送手段についても検討し、あらゆる手段を用いた避難計画を検討すること。

【要配慮者】

一般住民の避難手段による避難が適当ではないと判断される場合には、一般住民の避難手段に福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせること。

(4) 避難時の注意

① 安定ヨウ素剤の受領

避難指示と同時に安定ヨウ素剤の配布指示が発令された場合、配布対象となる住民等は県又は関係市町が指定する配布場所を経由し、安定ヨウ素剤を受領すること。

② 避難退域時検査の実施

住民等（放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。）のうち、傷病等により救急車で搬送されている者及び避難のため搬送中の病院等入院患者以外の者は、県が国及び防災関係機関等と連携しながら設置する退域検査ポイントを経由し、車両、避難住民又は携行品等の避難退域時検査（放射性物質の付着状況の検査）を受け、基準値を超える検査結果が得られた際には、除染等の措置を受けてから避難を継続すること。

なお、設置場所については、原則としてUPZの外側とし、県は避難経路等を勘案の上、国及び関係市町等と協議して、あらかじめ具体的な設置場所を定めることとする。

また、県は、今後国から示される避難退域時検査及び除染等の防護措置を実施する基準並びに避難退域時検査の実施時期及び実施方法等を踏まえて、避難退域時検査に係る具体的な手順を定めることとする。

(5) 避難関係情報の周知

住民等が混乱せず、迅速かつ適切に避難を実施することができるよう、関係市町はあらかじめ以下の項目について住民等へ周知すること。

- 原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に取りべき行動
- 段階的な防護措置の考え方
- 避難等が発令される時期、避難の手段及び基本的な避難候補経路
- 地区（行政区画）の一時集合場所、安定ヨウ素剤の配布場所、退域検査ポイント、避難先自治体名及び避難所受付ステーションの場所

2 一般住民の避難

(1) 避難の流れ

関係市町は、国若しくは県から避難等指示があった場合、又は関係市町独自の判断により避難等を実施する際には、速やかに避難対象地区へ住民広報を行い、避難等を実施すること。

なお、原則として、避難実施時期と避難対象者については、本章1(1)、避難手段及び方法については本章1(2)に依ること。以下に避難時のポイントを示し、避難の流れのイメージを図5-2-1に示す。

【避難時のポイント】

- ・避難手段は、①～③とする。
 - ①自家用車及び所有船舶による避難
 - ②一時集合場所からのバス等の車両による避難
 - ③離島地区や交通遮断地区等、①又は②が選択できない場合は船舶、ヘリコプター等による避難
- ・避難指示と同時に安定ヨウ素剤配布の指示が発令された場合、配布場所を経由し、安定ヨウ素剤を受領すること。
- ・避難経路上に設置する「退域検査ポイント」を経由すること。(放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。)
- ・基本的に避難先自治体に設置する「避難所受付ステーション」にて、避難先の指示を受け、避難施設まで移動すること。

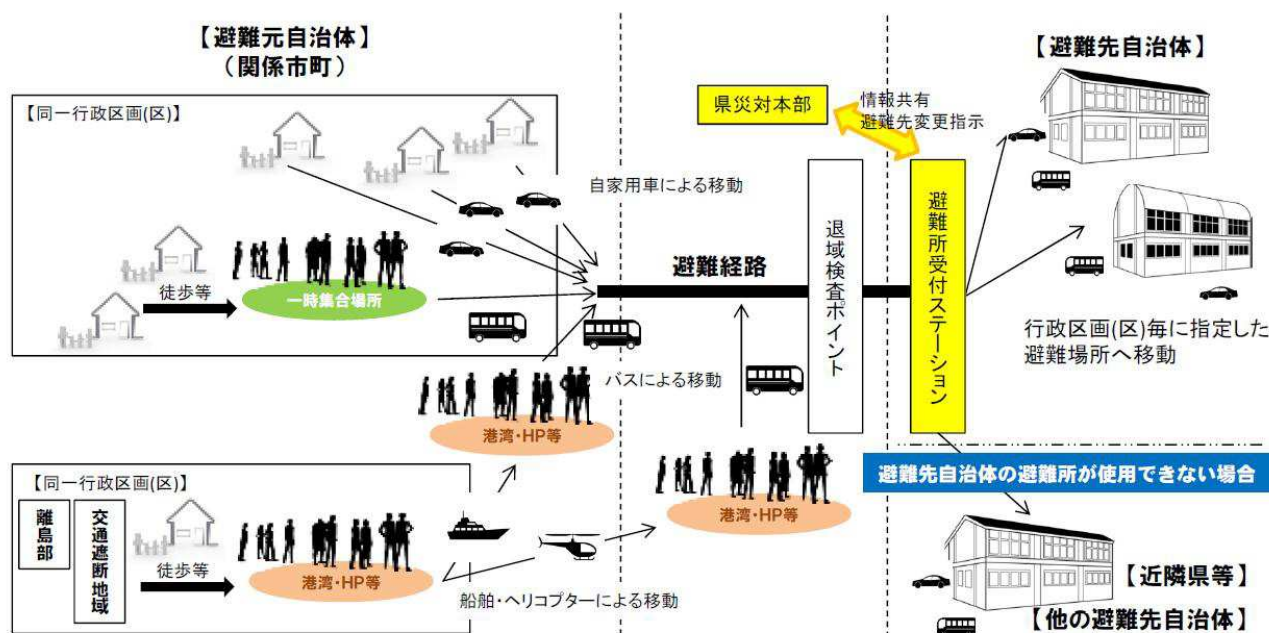


図5-2-1 一般住民の避難イメージ

(2) 園児、児童及び生徒への措置

① P A Z及びUPZ全域に関すること

各学校等では本書のほか、「学校防災マニュアル作成ガイド」（平成24年10月 宮城県教育委員会）、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）」等を参考としながら、原子力災害時等に適切に行動できるよう、マニュアルを作成しておくこと。

② P A Zに関すること

園児、児童及び生徒が学校等に在学の際に女川原子力発電所で事故が発生し、かつ事象の進展状況が急激ではない場合は、警戒事態から住民の避難準備指示が実施される施設敷地緊急事態までの放射性物質が環境中に放出されていない期間に、園児、児童及び生徒を保護者に引き渡し、帰宅させて、避難指示発令時に自宅から避難させることは、家族単位での避難実施や子どもへの心理的配慮の観点で有効である。但し、この判断には十分な事故状況の把握による判断が必要であるので、関係市町は、学校等に対して十分な情報連絡を行い、必要に応じて帰宅の助言を行うこと。

なお、事故の進展状況により避難指示発令までに帰宅できないことが見込まれる場合、自然災害発生等の理由により帰宅できない場合及び在学中に避難指示が発令された場合には、学校等からバス等の輸送手段により、集団避難を実施すること。

③ UPZに関すること

園児、児童及び生徒が学校等に在学の際に女川原子力発電所で事故が発生し、屋内退避の指示が発令された場合には、屋内退避を実施すること。

また、避難準備に関する情報が連絡（広報）された場合は、原則として、園児、児童及び生徒を保護者に引き渡し、帰宅させて、避難指示が発令された際には自宅から避難すること。

(3) 一時滞在者への措置

県及び関係市町は、観光客等の一時滞在者に対して災害情報を防災行政無線、テレビジョン及びラジオ放送並びに携帯端末の緊急速報メールを活用し伝達するほか、観光関係団体等を通じて、迅速かつ滞りなく伝達し、状況に応じて早期の帰宅等を促す。

避難等指示が発令された段階で避難等対象地域に滞在している一時滞在者については、即時帰宅させるとともに、帰宅が困難な者については、適切な誘導により最寄りの一時集合場所に集合させ、住民とともにバス等により避難を行う。

～MEMO～

3 要配慮者（施設敷地緊急事態要避難者を含む）の避難

(1) 在宅の要配慮者

在宅の要配慮者について、以下に避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点について示し、避難の流れのイメージを図5-3-1に示す。

なお、避難計画策定時には本書のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月 宮城県）を併せて参考とすること。

【避難時のポイント】

- ・ 避難手段は、一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、住民の状態に応じた避難手段とすること。
- ・ 避難経路上に設置する「退域検査ポイント」を経由すること。（放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。）
- ・ 救急車による避難については、その緊急性から必ずしも避難経路に依らなくてよく、「退域検査ポイント」を経由しなくてよい。
- ・ 基本的に避難先自治体に設置する「避難所受付ステーション」にて、避難先の指示を受け、行政区画(区)毎に定められる一般の避難所に避難するが、その後、必要に応じて福祉避難所に移送すること。

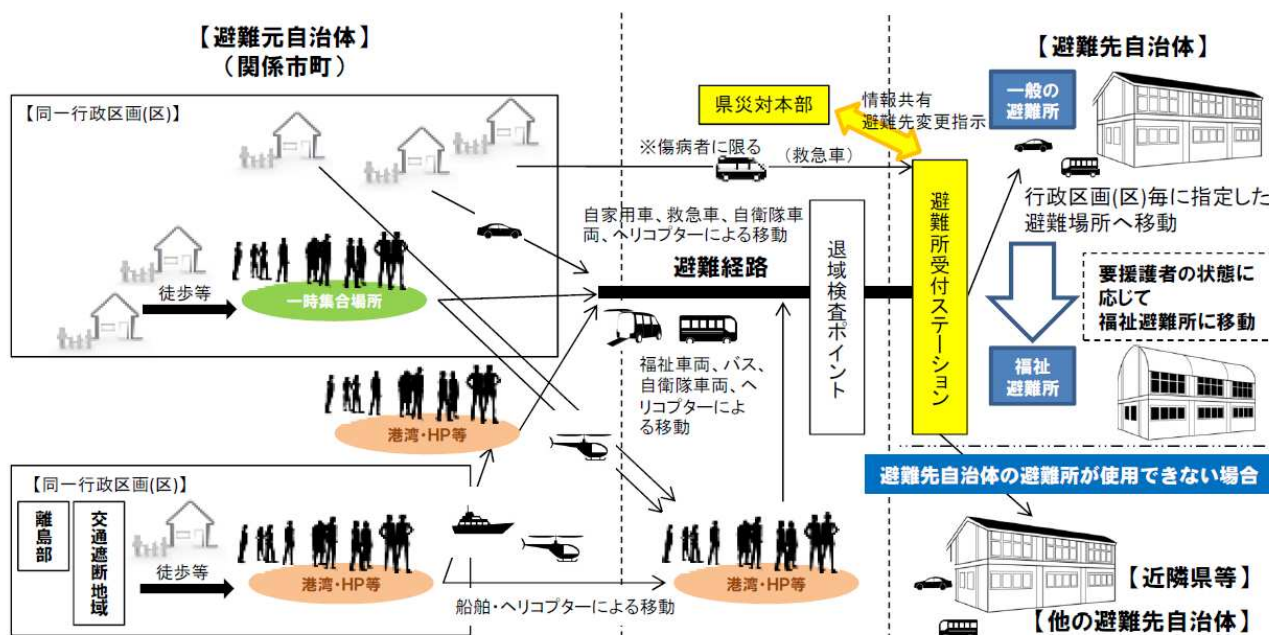


図5-3-1 在宅の要配慮者の避難イメージ

① 避難手段

一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、住民の状態に応じた以下の避難手段とすること。

i) 自身又は介助者が同伴することにより、自力で避難が可能な住民については、自家用車

で避難すること。

- ii) 自力の避難ができないが、自身若しくは介助者が同伴することにより、一時集合場所まで移動が可能な住民については、当該場所から国、県又は関係市町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施すること。その際は、関係市町長が準備している避難行動要支援者名簿及び当日の実情から、車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両又はヘリコプター等を確保し、住民の状態に応じて輸送手段を適切に選択すること。
- iii) 自力の避難ができず、一時集合場所までの移動も困難な住民については、自宅から国、県又は関係市町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施すること。その際は、車両（救急車、自衛隊車両等）、ヘリコプター等を確保し、住民の状態（傷病の状況等）に応じて輸送手段を適切に選択すること。

② 避難経路

一般住民の避難経路と同一とする。但し、避難手段に救急車を選択した住民については、その緊急性から必ずしも避難経路に依らなくてよく、また、同理由から退域検査ポイントを經由しなくてよい。

③ 避難場所

基本的に一般住民と同一として、行政区画（区）毎に定められる一般の避難所に避難するが、その後、必要に応じて福祉避難所に移送すること。

④ 施設敷地緊急事態要避難者に関する事

施設敷地緊急事態時に避難を実施する際、避難対象者である施設敷地緊急事態要避難者が避難の途中又は避難後の生活時に介助者を必要とする場合、介助者が施設敷地緊急事態要避難者に該当しなくとも同時に避難してよい。

～MEMO～

【参考】福祉避難所について

福祉避難所とは、要援護者（高齢者、障害者等）が安心して生活ができる体制を整備（段差の解消やスロープの設置、情報関連機器（ラジオ、テレビ、電光掲示板）の整備等）した避難所である。

耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化されている老人福祉センター等の既存施設を利用して設置することができるほか、一般の避難所の一室を利用して設置することも可。

（参考）中央防災会議災害時の避難に関する専門調査会（第5回）配付資料（平成23年2月24日 内閣府）

(2) 通所施設の利用者

通所施設の利用者について、以下に避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点について示し、避難の流れのイメージを図5-3-2に示す。

なお、避難計画策定時には本書のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成25年12月 宮城県)を併せて参考とすること。

- 【避難時のポイント】**
- ・あらかじめ施設毎に定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者を避難又は屋内退避させること。
 - ・避難指示までに帰宅できない場合等を除き、原則として、避難準備に関する情報が発出された段階で利用者を帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難すること。
 - ・避難の実施により利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合がある。
 - ・避難手段は、一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、利用者の状態に応じた避難手段とすること。
 - ・避難準備に関する情報が発出された段階で関係市町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡すること。
 - ・避難経路上に設置する「退域検査ポイント」を経由すること。(放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。)
 - ・基本的には福祉避難所に避難するが、一般の避難所での生活が可能な者は、一般の避難所に避難する。

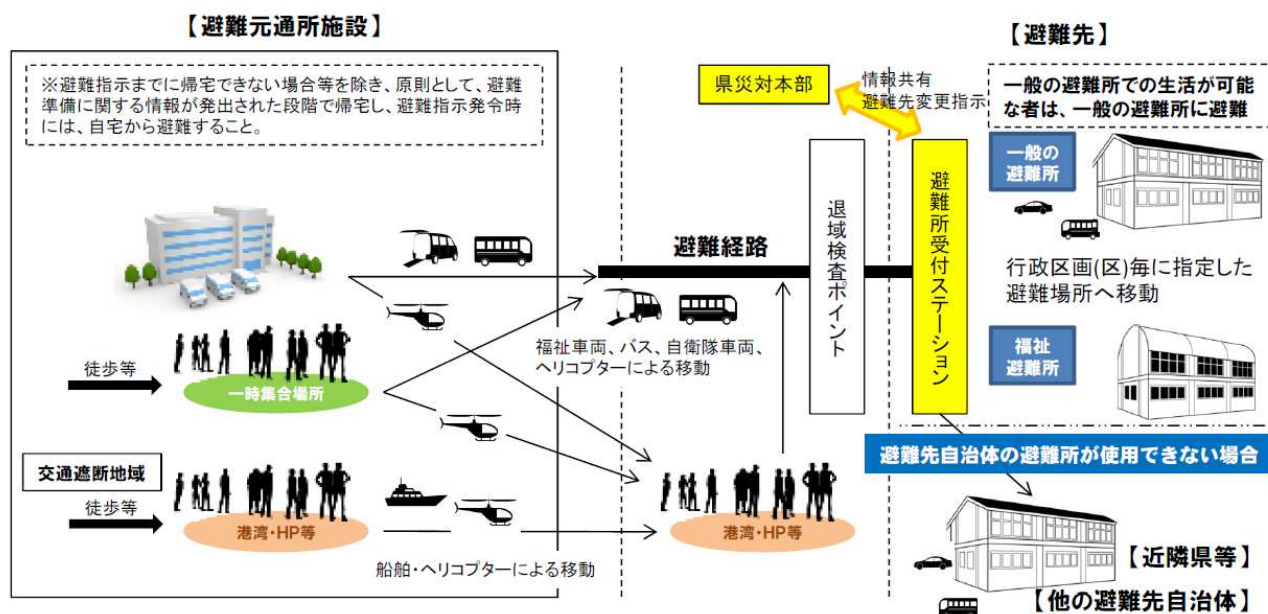


図5-3-2 通所施設の避難イメージ

① 基本的事項

- i) 通所施設は、避難等指示が発令された場合は、あらかじめ施設毎に定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者を避難又は屋内退避させること。
- ii) 避難指示までに帰宅できない場合等を除き、原則として、避難準備に関する情報が発出された段階で利用者を帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難すること。
- iii) 利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡すること。
- iv) 避難の実施により利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意すること。

② 避難手段

一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、通所施設の状態に応じた以下の避難手段とすること。

- i) 通所施設が所有する車両を最大限活用し、自力による避難に努めること。
- ii) 自力の避難ができないが、利用者自身若しくは介助者が同伴することにより、一時集合場所まで移動が可能な利用者については、当該場所から国、県又は関係市町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施すること。その際、当日の実情から、車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両又はヘリコプター等の輸送手段を必要とする場合には、避難準備に関する情報が発出された段階で関係市町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡すること。
- iii) 自力の避難ができず、一時集合場所までの移動も困難な利用者については、通所施設から国、県又は関係市町が確保した車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両又はヘリコプター等の輸送手段により避難を実施すること。その際、避難準備に関する情報が発出された段階で関係市町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡すること。

③ 避難場所

基本的には福祉避難所に避難するが、一般の避難所での生活が可能な者は、一般の避難所に避難すること。

~MEMO~

(3) 社会福祉施設の入所者

社会福祉施設の入所者について、以下に避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点について示し、避難の流れのイメージを図5-3-3に示す。

なお、避難計画策定時には本書のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成25年12月 宮城県)を併せて参考とすること。

- 【避難時のポイント】**
- ・あらかじめ施設毎に定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難又は屋内退避させること。
 - ・帰宅が可能な入所者又は利用者については、避難準備に関する情報が発出された段階で帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難させることは差し支えない。
 - ・避難の実施により入所者又は利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合がある。
 - ・避難手段は、一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、入所者又は利用者の状態に応じた避難手段とすること。
 - ・避難準備に関する情報が発出された段階で関係市町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡すること。
 - ・避難経路上に設置する「退域検査ポイント」を経由すること。(放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。)
 - ・社会福祉施設があらかじめ定めた受入先社会福祉施設に避難を実施すること。なお、受入先の調整に時間を要する場合には、一般の避難所に避難させ、その後、受入先に移送すること。

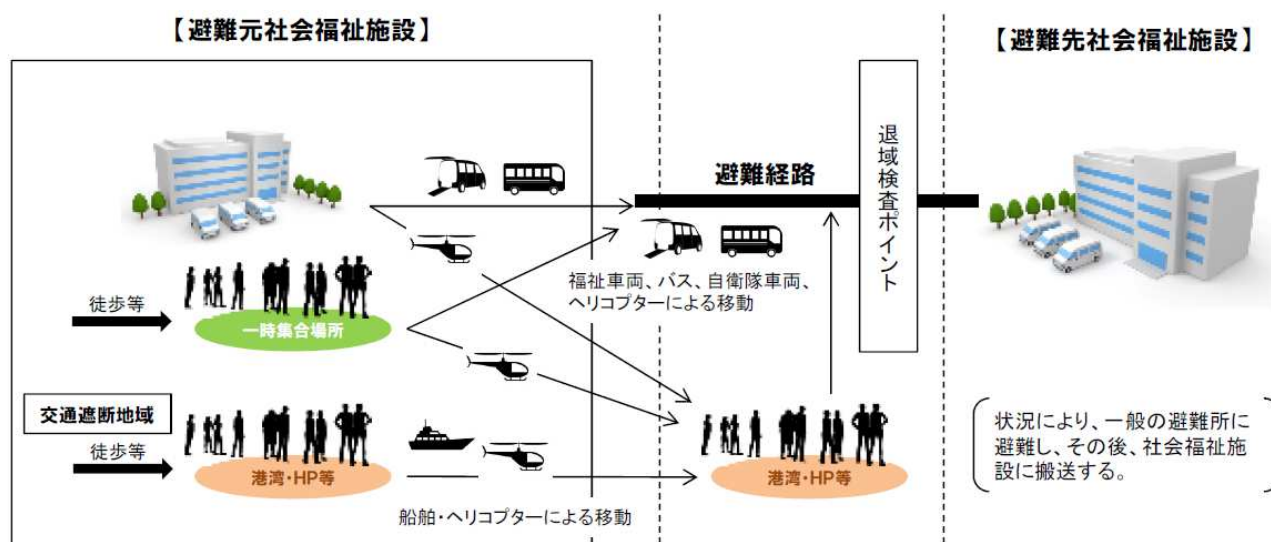


図5-3-3 社会福祉施設の避難イメージ

① 基本的事項

i) 社会福祉施設は、避難等指示が発令された場合は、あらかじめ施設毎に定めた避難計画

- 等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難又は屋内退避させること。
- ii) 帰宅が可能な入所者又は利用者については、避難準備に関する情報が発出された段階で帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難させることは差し支えない。
 - iii) 入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡すること。
 - iv) 県は、社会福祉施設からの避難が県内の他の施設では対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。
 - v) 避難の実施により入所者又は利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意すること。

② 避難手段

一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、社会福祉施設の状態に応じた以下の避難手段とすること。

- i) 社会福祉施設が所有する車両を最大限活用し、自力による避難に努めること。
- ii) 自力の避難ができないが、入所者又は利用者自身若しくは介助者が同伴することにより、一時集合場所まで移動が可能な入所者又は利用者については、当該場所から国、県又は関係市町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施すること。その際、当日の実情から、車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両又はヘリコプター等の輸送手段を必要とする場合には、避難準備に関する情報が発出された段階で関係市町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡すること。
- iii) 自力の避難ができず、一時集合場所までの移動も困難な入所者又は利用者については、社会福祉施設から国、県又は関係市町が確保した車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両又はヘリコプター等の輸送手段により避難を実施すること。その際、避難準備に関する情報が発出された段階で関係市町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡すること。

③ 避難場所

社会福祉施設が施設毎に定めた避難計画等にあらかじめ定めている受入先の社会福祉施設に避難を実施すること。なお、受入先社会福祉施設の調整に時間を要する場合には、避難を優先させるために一時的に一般の避難所に避難させ、その後、受入先社会福祉施設に移送すること。

(4) 病院等の入院患者

病院等の入院患者について、一般住民の避難と異なる点について以下に示し、避難の流れのイメージを図5-3-4に示す。

- 【避難時のポイント】**
- ・あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入院患者、外来患者、見舞客等を避難、他の医療機関への転院又は屋内退避させること。
 - ・避難の実施により患者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合がある。
 - ・避難手段は、福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、病院等の状態に応じた避難手段とすること。
 - ・患者の搬送という緊急性から必ずしも避難経路に依らなくてよく、「退域検査ポイント」を経由しなくてよい。
 - ・受入先の調整に時間を要する場合には、一般の避難所に避難させ、その後、受入先に移送すること。

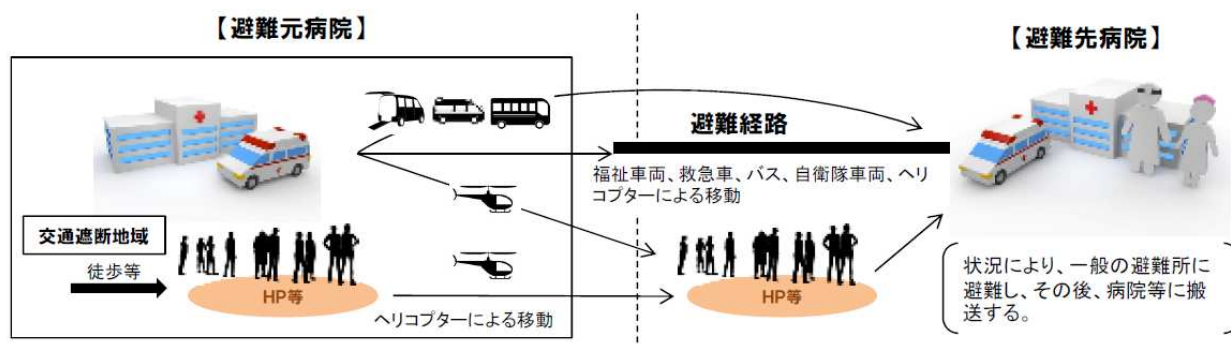


図5-3-4 病院の避難イメージ

① 基本的事項

- 避難等指示が発令された場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難、他の医療機関への転院又は屋内退避させること。
- 入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡すること。
- 県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。
- 避難の実施により患者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意すること。

② 避難手段

福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、病院等の状態に応じた以下の避難手段とすること。

- i) 病院等が所有する車両を最大限活用し、自力による避難に努めること。
- ii) 自力の避難ができない場合には、病院から国、県又は関係市町が確保した車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両、救急車又はヘリコプター等の輸送手段により避難を実施すること。その際、避難準備に関する情報が発出された段階で関係市町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡すること。

③ 避難経路

患者の搬送という緊急性から必ずしも避難経路に依らなくてよく、また、同理由から退域検査ポイントを経由しなくてよい。

④ 避難場所

受入先病院等の調整に時間を要する場合には、患者の状態に応じて、一般の避難所に可能な者は一時的に一般の避難所に避難させ、その後、受入先病院等に移送すること。

(5) 外国人への措置

県及び関係市町は、外国人県民や外国人観光客に対して、災害情報、避難等指示及び避難準備に関する情報等が正しく伝達できるよう、地域国際化協会等と連携し、外国語や平易な日本語により広報車や防災行政無線のほか、インターネットやSNS等により、情報提供を行うこと。なお、一斉に伝達を行う情報についても、多言語情報とすることが望ましい。

(6) 各施設別の避難計画の策定**① 病院等医療機関**

病院等医療機関の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難等計画を作成すること。

また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

② 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時における避難所・避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画を作成すること。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内のUPZ地域外の地域や周辺都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

第6章 避難住民の支援体制等

1 避難所及び福祉避難所の開設

(1) 基本的事項

避難所、福祉避難所及び避難所受付ステーションの開設並びに避難住民の誘導等の受入に係る対応については、避難開始が切迫若しくは避難を実施している状況下で行うものであり、県及び関係市町は住民防護に対して組織の全力を挙げなければならない状況である。

当該状況を勘案し、避難住民受入に係る初期対応については、避難先自治体が主体的に実施するものとし、仔細については関係市町との取り決め等を行うこととする。

(2) 初期の対応

① 災害に係る情報連絡及び避難所等の開設要請

県は、東北電力株式会社及び国から通報連絡を受けた事項について、避難先自治体に情報連絡するものとする。

【警戒事態】 必要に応じて、情報連絡を実施。

【施設敷地緊急事態】 住民避難を円滑に実施することを目的として、情報連絡を実施。

なお、避難所等の開設が必要と認められた場合には、随時、県又は関係市町が避難先自治体にその旨を要請することとする。

② 開設等の順序

避難所等の開設順序については、以下のとおりとする。

・避難所受付ステーションの開設

避難先自治体は受付等の設営を行い、あらかじめ避難先自治体と調整して準備していた避難元自治体行政区画（区）毎の「避難所割り当て案」を準備すること。



・避難所及び福祉避難所の開設

避難先自治体職員等は、「避難所割り当て案」に定めた避難所等に職員等を派遣し、使用可能か確認するとともに、使用可能であれば、順次、避難所等の設営を行う。

また、「避難所割り当て案」に定めた避難所が使用不可能な場合には、避難所割り当て案で指定されている他の避難所への割り当てを調整する。



・県災害対策本部への連絡

避難先自治体は自らの自治体のみでの対応が困難な場合は、その状況を県災害対策本部へ連絡する。

県災害対策本部は、全避難所受付ステーションからの情報を集約し、空き避難所かつ暫くの間は避難指示が発令されない見込みの地区の避難所を把握しておき、必要に応じて、県内他市町村若しくは近隣県等の避難所に再割り当てを行い、該当自治体（避難所受付ステーション）に結果を通知する。

・避難所への避難住民の割り当て

避難所受付ステーションに住民到着後、避難所割り当て案（県災害対策本部から再割り当て案が示された場合には当該案）に従い、住民に対して避難所を案内する。

2 避難所及び福祉避難所の運営**(1) 初期の対応**

- ① 避難先自治体は、避難元自治体である関係市町の職員が到着するまでの間、避難所及び福祉避難所の運営に当たること。
- ② 関係市町職員は、可能な限り住民避難に同行あるいは避難開始後の早期に避難所へ移動し、避難所及び福祉避難所の運営について避難先自治体から関係市町へ速やかに移管させること。その際、避難所及び福祉避難所の運営を関係市町職員が実施できない場合には、避難住民又は災害ボランティア等の協力を得て、自主運営を実施できるようにすること。

(2) 運営全般に係る事項

- ① 関係市町は、各避難所に避難所責任者を配置し、各関係市町の災害対策本部と緊密な連携を図りながら、災害地域住民等に係る記録等の作成や避難住民に対する情報提供及び必要な指示等を実施できる体制を整えること。また、避難所責任者には、男女両方を配置するよう努めること。
- ② 避難所及び福祉避難所の施設管理については、運営主体に関わらず、当該施設の施設管理者が行うこと。
- ③ 福祉避難所の運営については、本書のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月 宮城県）を併せて参考とすること。
- ④ 避難先の指定を受けていない避難住民の流入により、当該避難所の収容可能人員を超過するおそれがある場合には、避難所受付ステーションを通じて県災害対策本部へ避難所の再割り当てを依頼すること。
- ⑤ 必要物資の確保については、以下のとおりとする。
 - i) 避難所及び福祉避難所にて必要となる食糧及び毛布等の救援物資については、県及び関係市町が国、関係機関及び避難先自治体等に対して支援の要請を行い、迅速に必要な数を確保するものとする。なお、関係市町においても、避難所及び福祉避難所において可能な限り自らの備蓄物資を有効活用するよう努めること。また、救援物資の選定に当たっては、女性や子育て家庭の避難生活に配慮すること。
 - ii) 福祉避難所にて特別に必要な物資については、県及び関係市町が国、関係機関及び避難先自治体等に対して支援の要請を行い、迅速に必要な数を確保するものとする。

3 避難が長期化した場合の対応

県及び関係市町は、国の協力を得て、早期に応急仮設住宅、賃貸住宅等への移転ができるように努めるものとする。その際には、避難住民の健康状態の把握等を実施し、高齢者、障害者の優先的

入居に努めるものとする。

資 料 編

参考資料1 原子力災害対策重点区域の人口等

(女川町)

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳				
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)	
女川町 (平成二十四年十一月三〇日現在)	北	1	小屋取	37	70	42	28	2	3			
	北西	1	塚浜	48	128	62	66	3	12			
	西	2	飯子浜	28	84	44	40	1	6			
	西	3	野々浜	26	58	28	30	2	3			
	西	3	大石原	9	21	9	12	1	2			
	西北西	3	横浦	31	76	39	37	2	3			
	北西	5	高白	27	67	32	35	0	9			
	北北西	5	桐ヶ崎	26	62	32	30	0	2			
	北北西	5	竹浦	58	143	58	85	3	14			
	北北東	5	寺間	84	204	104	100	4	12			
	0~5km 小計				374	913	450	463	18	66		
	北西	6	小乗	60	144	75	69	6	18			
	北北西	6	石浜東	74	167	86	81	0	11			
	北北西	6	石浜西	79	167	80	87	3	15			
	北	6	尾浦	64	186	87	99	10	16			
	西北西	7	旭が丘	256	714	343	371	20	88			
	北西	7	上一	56	122	51	71	0	15			
	北西	7	上二	64	134	69	65	1	7			
	北西	7	上三	80	191	92	99	7	9			
	北西	7	上四	97	253	122	131	4	33			
	北西	7	上五	155	370	183	187	31	45			
	北西	7	西一	73	160	82	78	2	8			
	北西	7	西二	74	165	79	86	2	13			
	北西	7	黄金	44	97	44	53	1	7			
	北西	7	南	37	93	40	53	3	10			
	北西	7	女川一	74	166	77	89	4	17			
北西	7	女川二	86	194	91	103	6	13				
北西	7	大原一	50	123	65	58	1	14				
北西	7	大原二	119	277	138	139	12	38				
北西	7	大原三	61	124	57	67	1	10				

参考資料1 原子力災害対策重点区域の人口等

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
女川町 (平成二十四年十一月三〇日現在)	北西	7	大原四	46	107	49	58	1	15		
	北西	7	宮ヶ崎	126	312	158	154	15	33		
	北北東	7	出島	86	200	102	98	1	20		
	西北西	8	浦宿一	229	534	242	292	21	68		
	西北西	8	浦宿二	334	628	348	280	21	63		
	西北西	8	浦宿三	66	151	74	77	1	21		
	西北西	9	針浜	48	133	66	67	3	7		
	北北西	8	御前浜	44	94	47	47	0	5		
	北	8	指ヶ浜	23	66	33	33	4	4		
	西北西	9	大沢	67	181	95	86	7	13		
	東	9	江島	45	79	35	44	0	0		
5～10 km 小計				2,717	6,332	3,110	3,222	188	636		
女川町計				3,091	7,245	3,560	3,685	206	702		

(石巻市)

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳				
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)	
石巻市 (牡鹿地区) (平成二十四年九月三〇日現在)	東南東	2	前網	21	70	36	34	5	7			
	東南東	2	寄磯	100	331	178	153	11	36			
	南南西	2	鮫浦	38	98	54	44	10	10			
	南南西	3	大谷川	18	56	27	29	2	3			
	南南西	4	谷川	32	74	37	37	3	4			
	南	5	泊	55	150	82	68	3	8			
	0～5 km 小計				264	779	414	365	34	68		
	南南西	6	小網倉	27	84	44	40	2	15			
	南南西	6	清水田浜	24	77	47	30	5	4			
	南南西	7	大原	60	140	70	70	3	10			
	南	8	新山	33	82	44	38	2	7			
南南西	8	給分淵	220	713	344	369	16	66				
南	10	十八成	108	228	111	117	1	8				
5～10 km 小計				472	1,324	660	664	29	110			

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
石巻市 (牡鹿地区)	南	11	鮎川	592	1,177	581	596	24	84		
	南南西	14	網地	77	123	64	59	0	0		
	南	16	長渡	177	310	141	169	3	2		
	10～20 km 小計			846	1,610	786	824	27	86		
	合計			1,582	3,713	1,860	1,853	90	264		
石巻市 (石巻地区) (平成二十四年九月三〇日現在)	西南西	5	荻浜	36	104	54	50	1	9		
	西南西	5	小積浜	12	28	12	16	0	2		
	0～5 km 小計			48	132	66	66	1	11		
	西	6	桃浦	45	101	45	56	0	9		
	西	6	月浦	23	66	29	37	1	2		
	西	6	侍浜	9	24	10	14	1	1		
	西南西	6	牧浜	29	72	42	30	1	10		
	西南西	7	竹浜	10	37	20	17	3	6		
	西南西	7	福貴浦	37	114	53	61	1	16		
	西	8	折浜	23	59	27	32	2	3		
	西南西	8	狐崎浜	43	146	73	73	8	18		
	西北西	10	志の畑	24	60	28	32	1	5		
	西	10	小竹浜	45	87	45	42	2	3		
	5～10 km 小計			382	1,047	520	527	32	89		
	西北西	11	沼津	118	287	118	169	7	40		
	西北西	11	沢田	376	879	418	461	18	63		
	西北西	11	渡波町	376	949	464	485	29	99		
	西	11	大宮町	119	290	140	150	12	33		
	西	11	長浜町	94	221	112	109	8	23		
	西	11	幸町	59	142	75	67	5	13		
西北西	11	三和町	98	250	118	132	6	18			
西北西	11	後生橋	78	193	82	111	7	22			
西北西	11	宇田川町	37	74	34	40	2	9			
西北西	11	万石町	153	408	194	214	10	46			
西北西	11	塩富町	297	764	372	392	2	9			
西北西	11	垂水町	337	915	455	460	38	117			
西北西	11	流留	975	2,429	1,157	1,272	126	300			
西北西	11	渡波	2,264	6,114	2,997	3,117	240	856			

参考資料1 原子力災害対策重点区域の人口等

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
石巻市 (石巻地区)	西北西	12	真野	214	643	303	340	28	58		
	西	12	伊勢町	114	283	131	152	14	30		
	西	12	浜松町	50	104	56	48	1	12		
	西	12	松原町	131	282	130	152	6	26		
	西北西	13	新成	246	757	383	374	76	141		
	西北西	13	鹿妻本町	10	37	20	17	2	7		
	南南西	13	田代浜	58	87	43	44	0	0		
	西北西	13	根岸	12	36	17	19	2	2		
	西北西	13	鹿妻北	440	1,226	602	624	59	172		
	西北西	13	鹿妻南	808	2,031	957	1,074	112	330		
	西	14	魚町	24	37	25	12	0	3		
	西	14	緑町	107	239	109	130	7	19		
	西北西	14	高木	117	347	160	187	12	30		
	北北西	14	水沼	123	365	168	197	8	29		
	西	14	伊原津	240	665	331	334	21	93		
	西北西	15	吉野町	327	767	353	414	23	111		
	西	15	大門町	255	597	278	319	13	56		
	西	15	明神町	120	266	123	143	11	29		
	西	15	松並	132	326	156	170	13	56		
	西北西	15	湊	678	1,678	835	843	60	207		
	西北西	15	大瓜	408	1,103	522	581	26	104		
	西北西	15	井内	125	335	161	174	3	24		
	西北西	15	新栄	474	1,465	739	726	75	301		
	西北西	16	中瀬	8	15	8	7	0	0		
	西北西	16	水明北	761	1,900	914	986	90	262		
	西北西	16	水明南	512	1,279	637	642	52	167		
	西	16	雲雀野町	18	34	14	20	1	1		
	西北西	16	不動町	386	897	430	467	18	110		
西北西	16	八幡町	175	393	189	204	9	36			
西北西	16	湊町	364	846	408	438	19	83			
西	16	川口町	131	296	150	146	6	37			
西北西	16	大橋	479	1,168	585	583	75	186			

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
石 巻 市 (石巻地区) (平成二十四年九月三〇日現在)	西北西	17	中央	316	634	299	335	14	35		
	西北西	17	泉町	995	2,245	1,071	1,174	64	242		
	西北西	17	立町	135	314	147	167	10	29		
	西北西	17	羽黒町	367	799	363	436	27	74		
	西北西	17	住吉町	366	852	406	446	24	92		
	西北西	17	千石町	184	363	157	206	12	28		
	西北西	17	鑄銭場	75	154	73	81	4	8		
	西北西	17	旭町	151	306	146	160	13	21		
	西北西	17	穀町	215	479	253	226	15	49		
	西北西	17	駅前北通	832	1,652	832	820	59	165		
	西北西	17	元倉	283	603	283	320	14	73		
	西北西	17	東中里	299	612	306	306	23	50		
	西北西	17	南中里	627	1,376	700	676	84	158		
	西北西	17	日和が丘	752	1,714	773	941	60	182		
	西	17	門脇町	468	995	483	512	15	104		
	西	17	南浜町	546	1,233	596	637	40	145		
	西	17	南光町	226	614	328	286	51	114		
	西	17	大手町	206	435	207	228	8	31		
	西北西	17	開北	1,148	2,749	1,340	1,409	127	311		
	西北西	18	中里	1,312	3,194	1,565	1,629	150	400		
	西	18	宜山町	198	530	254	276	51	66		
	西北西	18	双葉町	189	425	218	207	18	59		
	西北西	18	清水町	479	1,037	485	552	44	104		
	西北西	18	新橋	322	707	346	361	36	71		
	西北西	18	山下町	364	774	349	425	26	75		
	西北西	18	田道町	437	931	438	493	34	97		
	西北西	18	錦町	374	809	369	440	29	74		
	西北西	18	西山町	367	840	424	416	42	106		
西北西	18	末広町	195	419	207	212	20	37			
西北西	18	南境	692	1,940	930	1,010	148	270			
西北西	18	水押	742	1,756	802	954	85	245			
西北西	18	開成	274	572	268	304	39	57			

参考資料1 原子力災害対策重点区域の人口等

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳				
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)	
石巻市 (石巻地区)	西北西	19	字南谷地	3	6	3	3	0	0			
	西北西	19	向陽町	1,604	3,746	1,763	1,983	121	426			
	西北西	19	新境町	125	259	138	121	20	27			
	西北西	19	蛇田	5,079	13,091	6,310	6,781	820	1,783			
	西北西	19	貞山	1,101	2,671	1,258	1,413	113	327			
	西	19	築山	523	1,371	692	679	63	188			
	西北西	19	大街道東	834	1,956	945	1,011	98	233			
	西北西	19	大街道西	405	1,048	507	541	69	161			
	西北西	19	大街道北	730	1,838	909	929	87	261			
	西北西	19	大街道南	841	2,013	982	1,031	59	251			
	西北西	20	門脇	1,764	4,579	2,274	2,305	229	597			
	西北西	20	丸井戸	568	1,385	658	727	61	161			
	西北西	20	あけぼの	394	1,076	505	571	61	205			
	西	20	中屋敷	136	343	175	168	21	53			
	西	20	新館	298	746	365	381	36	104			
	西	20	中浦	69	167	81	86	8	27			
	西	20	三ツ股	347	889	417	472	41	109			
	10~20 km 小計				41,898	102,786	49,654	53,132	4,627	12,792		
	合計				42,328	103,965	50,240	53,725	4,660	12,892		
石巻市 (雄勝地区)	北	10	分浜	48	111	55	56	2	3			
	北北東	11	桑浜	62	163	77	86	1	9			
	北	11	立浜	36	119	61	58	2	17			
	北	11	水浜	86	192	92	100	1	13			
	北北東	12	熊沢	45	118	59	59	2	8			
	北	12	大浜	32	79	38	41	2	8			
	北	12	小島	65	92	33	59	2	3			
	北	12	上雄勝	61	160	82	78	5	17			
	北	13	明神	42	100	51	49	2	3			
	北	13	伊勢畑	2	3	0	3	0	0			
	北	13	下雄勝	60	143	71	72	4	14			
	北	13	雄勝	286	683	345	338	10	85			
北	14	名振	76	170	81	89	2	2				

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
(雄勝地区)	北	14	船越	128	315	160	155	3	21		
	北北東	14	大須	192	447	204	243	2	28		
	10～20 km 小計			1,221	2,895	1,409	1,486	40	231		
	合計			1,221	2,895	1,409	1,486	40	231		
石巻市 (河北地区) (平成二十四年九月三〇日現在)	北	17	長面	99	279	131	148	7	19		
	北	17	尾崎	48	140	69	71	3	4		
	北	17	釜谷	88	204	118	86	8	9		
	北	17	針岡	166	508	255	253	16	40		
	北北東	17	福地	200	623	317	306	19	50		
	西北西	18	東福田 北境	112	426	199	227	12	55		
	北北西	19	馬鞍	91	299	142	157	16	32		
	北北西	19	中野	126	414	207	207	7	41		
	西北西	19	三輪田	198	749	365	384	29	91		
	西北西	19	大森	426	1,009	479	530	41	132		
	北北西	20	成田	159	517	258	259	15	60		
	北北西	20	相野谷	767	2,161	1,045	1,116	102	270		
	西北西	20	小船越	735	2,385	1,201	1,184	99	291		
	10～20 km 小計			3,215	9,714	4,786	4,928	374	1,094		
	北北西	21	中島	157	542	265	277	7	55		
	北北西	21	皿貝	124	398	195	203	17	35		
西北西	22	飯野	231	770	377	393	22	71			
20～30 km 小計			512	1,710	837	873	46	161			
合計			3,727	11,424	5,623	5,801	420	1,255			
石巻市 (北上地区)	北北西	18	長尾	72	239	115	124	2	33		
	北北西	18	橋浦	243	701	336	365	33	77		
	北北西	20	女川	201	658	325	333	24	70		
	10～20 km 小計			516	1,598	776	822	59	180		
	北	22	十三浜	516	1,581	796	785	53	189		
	20～30 km 小計			516	1,581	796	785	53	189		
合計			1,032	3,179	1,572	1,607	112	369			

参考資料1 原子力災害対策重点区域の人口等

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳				
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)	
石巻市 (桃生地区)	北北西	24	太田	321	1,208	592	616	48	134			
	北北西	25	檜崎	119	409	208	201	21	62			
	西北西	25	高須賀	121	469	230	239	20	48			
	北北西	27	城内	199	613	288	325	25	64			
	西北西	27	給人町	159	542	275	267	13	55			
	北北西	27	永井	136	468	232	236	16	34			
	西北西	27	神取	220	755	371	384	32	90			
	北北西	28	寺崎	356	1,080	529	551	40	114			
	北北西	28	中津山	403	1,049	480	569	48	147			
	西北西	28	新田	229	793	386	407	41	83			
	北北西	28	牛田	45	175	86	89	9	17			
	北北西	29	脇谷	6	19	10	9	0	0			
	北北西	29	倉埵	121	423	207	216	21	45			
	20~30 km 小計				2,435	8,003	3,894	4,109	334	893		
合計				2,435	8,003	3,894	4,109	334	893			
石巻市 (河南地区)	西北西	21	鹿又	1,381	4,116	2,001	2,115	171	468			
	西北西	23	須江	1,182	3,580	1,761	1,819	214	551			
	西北西	26	広渕	1,116	3,382	1,644	1,738	161	410			
	西北西	28	和渕	637	2,055	969	1,086	89	244			
	西北西	29	前谷地	906	2,794	1,335	1,459	81	242			
	20~30 km 小計				5,222	15,927	7,710	8,217	716	1,915		
	西北西	30	北村	873	2,404	1,127	1,277	64	210			
合計				6,095	18,331	8,837	9,494	780	2,125			
石巻市計				58,813	152,109	73,706	78,403	6,442	17,911			

(登米市)

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
登米市 (津山地区)	北西	25	東下在	26	89	48	41	3	9		
	北北西	25	横山1区	33	134	64	70	2	19		
	北西	27	西下在	47	174	88	86	1	16		
	北北西	27	石 貝	57	203	103	100	6	21		
	北北西	27	横山2区	46	141	72	69	3	18		
	北北西	27	横山11区	39	126	67	59	5	13		
	北西	28	平 形	28	79	36	43	2	18		
	北北西	28	横山3区	29	78	40	38	5	5		
	北西	29	元町第一	45	147	71	76	2	25		
	北西	29	元町第二	37	122	59	63	6	18	1	
	北西	29	宮 町	74	186	79	107	5	4	2	
	北北西	29	横山4区	26	93	45	48	8	10		
	北北西	29	横山5区	27	84	40	44	3	2		
	北北西	29	横山6区	40	114	52	62	8	14	1	
	北北西	29	横山7区	95	291	141	150	8	41	1	
	北北西	29	横山8区	44	133	58	75	7	15	4	
	北北西	29	横山9区	46	152	70	82	1	20		
	北北西	29	横山10区	74	260	135	125	7	33	1	
	北西	30	本町一丁目	81	257	119	138	16	29	1	
	北西	30	本町二丁目	18	50	22	28	1	3		
	北西	30	本町三丁目	23	67	33	34	0	10		
北西	30	本町四丁目	49	124	60	64	2	18			
北西	30	小川町	50	154	74	80	5	9			
北北西	30	入 沢	156	330	150	180	9	24			
北西	30	黄牛町	38	147	73	74	5	16			
20~30 km 小 計				1,228	3,735	1,799	1,936	120	410	11	
合 計				1,228	3,735	1,799	1,936	120	410	11	
(豊里地区)	北西	30	上 町	110	316	156	160	14	24	1	
	北西	30	新 町	157	449	222	227	27	82	3	
	北西	30	横 町	228	661	321	340	46	83	3	
	北西	30	浦 軒	143	434	211	223	28	45	3	
	北西	30	仲 町	99	316	156	160	14	33	1	

参考資料1 原子力災害対策重点区域の人口等

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
登米市 (豊里地区) (平成二十四年一月三十一日現在)	北西	30	川前	44	139	71	68	2	8		
	北西	30	下町	237	839	419	420	58	143	5	
	北西	30	東二ツ屋	114	392	186	206	6	50	2	
	北西	30	西二ツ屋	82	270	131	139	7	21	2	
	北西	30	加々巻	70	264	132	132	16	30	2	
	北西	30	白鳥	76	265	135	130	7	24		
	北西	30	鶉波	61	214	106	108	5	24		
	北西	30	上谷地	32	99	53	46	4	7		
	北西	30	十五貫	76	277	131	146	8	36		
	北西	30	大曲	90	351	180	171	8	45	2	
	北西	30	竹花	117	445	221	224	26	56	3	
	北西	30	保手	102	361	186	175	12	30		
	北西	30	庚申	90	208	84	124	7	16	1	
	北西	30	長根	109	393	186	207	16	40	2	
	北西	30	山根	48	194	95	99	10	14	1	
20~30 km 小計				2,085	6,887	3,382	3,505	321	811	31	
合計				2,085	6,887	3,382	3,505	321	811	31	
登米市計				3,313	10,622	5,181	5,441	441	1,221	42	

(東松島市)

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
東松島市 (矢本東地区) (平成二十四年一月三十一日現在)	西	20~25	上町二	122	314	160	154	18	32		
	西	20~25	下町一	224	631	295	336	46	90		
	西	20~25	下町二	98	280	139	141	21	48		
	西	20~25	下町三	220	574	266	308	24	87		
	西	20~25	下町四	234	605	294	311	45	82		
	西	20~25	下町五	161	440	209	231	24	54		
	西	20~25	大溜	179	497	235	262	19	73		
	西	20~25	東大溜	180	513	251	262	40	73		
	西	20~25	関の内一	145	412	202	210	26	48		
	西	20~25	関の内二	201	520	271	249	27	64		

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
東松島市 (矢本東地区) (平成二十四年一〇月三十一日現在)	西	20~25	関の内三	151	400	196	204	14	44		
	西	20~25	作田浦	238	575	282	293	30	57		
	西	20~25	下 浦	236	624	274	350	38	156		
	西	20~25	浜須賀	50	139	68	71	6	17		
	西	20~25	南浦宿舎	352	523	370	153	43	61		
	西	20~25	谷 地	73	204	103	101	3	15		
	西	25~30	上町三	113	284	127	157	9	33		
	西	25~30	上河戸二	189	525	244	281	11	82		
	西	25~30	若 葉	117	367	182	185	34	85		
	西	25~30	下小松	96	300	138	162	12	33		
	20~30 km 小 計			3,379	8,727	4,306	4,421	490	1,234		
合 計			3,379	8,727	4,306	4,421	490	1,234			
東松島市 (矢本西地区) (平成二十四年一〇月三十一日現在)	西	25~30	上町一	143	344	170	174	21	31		
	西	25~30	北区官舎	89	206	119	87	41	34		
	西	25~30	駅 前	55	134	63	71	3	14		
	西	25~30	河 戸	145	380	188	192	22	52		
	西	25~30	四反走	295	773	374	399	38	75		
	西	25~30	西新町	103	280	156	124	18	72		
	西	25~30	上河戸一	235	610	288	322	17	74		
	西	25~30	上河戸三	204	506	248	258	19	70		
	西	25~30	上河戸四	141	464	234	230	51	111		
	西	25~30	立 沼	60	184	91	93	6	21		
	西	25~30	鹿妻一	146	399	195	204	10	49		
	西	25~30	鹿妻二	69	226	113	113	9	17		
	西	25~30	道 地	179	363	160	203	6	26		
	西	25~30	上小松	46	170	76	94	8	15		
	西	25~30	沢 田	66	199	100	99	2	19		
	西	25~30	前 里	70	228	111	117	11	20		
	西	25~30	手 招	38	122	61	61	6	10		
西	25~30	前 柳	71	154	74	80	4	22			
20~30 km 小 計			2,155	5,742	2,821	2,921	292	732			
合 計			2,155	5,742	2,821	2,921	292	732			

参考資料1 原子力災害対策重点区域の人口等

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
東松島市 (大曲地区) (平成二十四年一月三十一日現在)	西	20~25	五味倉	109	349	157	192	18	55		
	西	20~25	上 納	258	755	374	381	42	101		
	西	20~25	横沼東	123	348	178	170	15	40		
	西	20~25	横沼西	198	541	266	275	40	79		
	西	20~25	横沼一	162	440	215	225	23	45		
	西	20~25	横沼二	534	1,293	626	667	55	150		
	西	20~25	貝殻塚一	209	554	287	267	42	77		
	西	20~25	貝殻塚二	240	710	343	367	39	126		
	西	20~25	貝 田	146	387	196	191	14	42		
	西	20~25	筒 場	188	528	250	278	35	82		
	西	20~25	高 田	11	22	9	13	1	1		
	西	20~25	上浜一	13	22	8	14	0	0		
	西	20~25	上浜二	17	51	25	26	2	7		
	西	20~25	上浜三	21	39	17	22	0	5		
	西	20~25	下浜一	21	48	24	24	4	2		
西	20~25	下浜二	19	43	19	24	4	4			
20~30 km 小 計			2,269	6,130	2,994	3,136	334	816			
合 計			2,269	6,130	2,994	3,136	334	816			
東松島市 (赤井地区) (平成二十四年一月三十一日現在)	西北西	20~25	中 東	78	261	117	144	7	29		
	西北西	20~25	寺	63	212	107	105	5	26		
	西北西	20~25	六 槍	67	181	87	94	2	16		
	西北西	20~25	八 幡	91	277	126	151	10	35		
	西北西	20~25	裏	55	181	92	89	9	16		
	西北西	20~25	横 関	54	171	83	88	5	19		
	西	20~25	南 一	93	270	129	141	12	33		
	西	20~25	南 二	196	503	237	266	30	58		
	西	20~25	南 三	120	312	141	171	11	31		
	西	20~25	新川前	154	332	168	164	19	43		
	西	20~25	南 四	129	323	154	169	8	36		
	西	20~25	南 五	92	209	106	103	4	21		
	西	20~25	南 六	188	510	241	269	18	93		
西	20~25	南 緑	160	379	190	189	27	36			

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳				
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)	
東松島市 (赤井地区)	西	20~25	南新一	170	400	202	198	11	29			
	西	20~25	南新二	210	534	259	275	26	78			
	西	20~25	柳北	354	1,043	494	549	100	187			
	西	20~25	柳上	54	170	76	94	10	7			
	西	20~25	柳下	66	175	86	89	9	10			
	西	20~25	柳西	185	515	256	259	26	71			
	西北西	25~30	照井	66	230	122	108	16	32			
	西北西	25~30	御下	60	200	96	104	4	18			
	20~30 km 小計				2,705	7,388	3,569	3,819	369	924		
	合計				2,705	7,388	3,569	3,819	369	924		
東松島市 (大塩地区)	西	25~30	小松台	153	390	193	197	14	35			
	西北西	25~30	塩入	97	301	147	154	4	36			
	西	25~30	表	687	1,826	892	934	118	259			
	西	25~30	中	269	852	415	437	49	208			
	西	25~30	大島	68	233	110	123	14	26			
	西	25~30	裏一	64	191	89	102	3	25			
	西北西	25~30	裏二	53	178	86	92	6	19			
	20~30 km 小計				1,391	3,971	1,932	2,039	208	608		
	合計				1,391	3,971	1,932	2,039	208	608		
東松島市 (小野地区)	西	25~30	小野上	125	395	196	199	4	33			
	西	25~30	小野下	389	1,143	546	597	43	155			
	西	25~30	根古	63	210	102	108	10	25			
	西	25~30	高松	30	107	48	59	2	12			
	西	25~30	往還上	244	752	374	378	47	115			
	西	25~30	往還下	275	780	377	403	69	131			
	西	25~30	平岡	144	428	211	217	17	54			
	西	25~30	浜市	43	128	61	67	1	18			
	20~30 km 小計				1,313	3,943	1,915	2,028	193	543		
合計				1,313	3,943	1,915	2,028	193	543			

参考資料1 原子力災害対策重点区域の人口等

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳				
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)	
東松島市 (野蒜地区)	西	25～30	中下	55	237	111	126	11	27			
	西	25～30	新町	77	211	97	114	11	25			
	西	25～30	亀岡東	59	162	80	82	5	26			
	西	25～30	亀岡南	33	82	44	38	4	10			
	西	25～30	洲崎	14	39	23	16	0	10			
	20～30 km 小計				238	731	355	376	31	98		
	合計				238	731	355	376	31	98		
(宮戸地区)	西南西	25～30	大浜	9	28	14	14	0	1			
	西南西	25～30	室浜	46	134	72	62	1	11			
	20～30 km 小計				55	162	86	76	1	12		
	合計				55	162	86	76	1	12		
東松島市計				13,505	36,794	17,978	18,816	1,918	4,967			

(涌谷町)

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
遼寧 平成十五年 四月一日現在	北西	30	大谷地		415			9	42		
	西北西	30	短台		420			10	34		
	20～30 km 小計				835			19	76		
	涌谷町計				835			19	76		

(美里町)

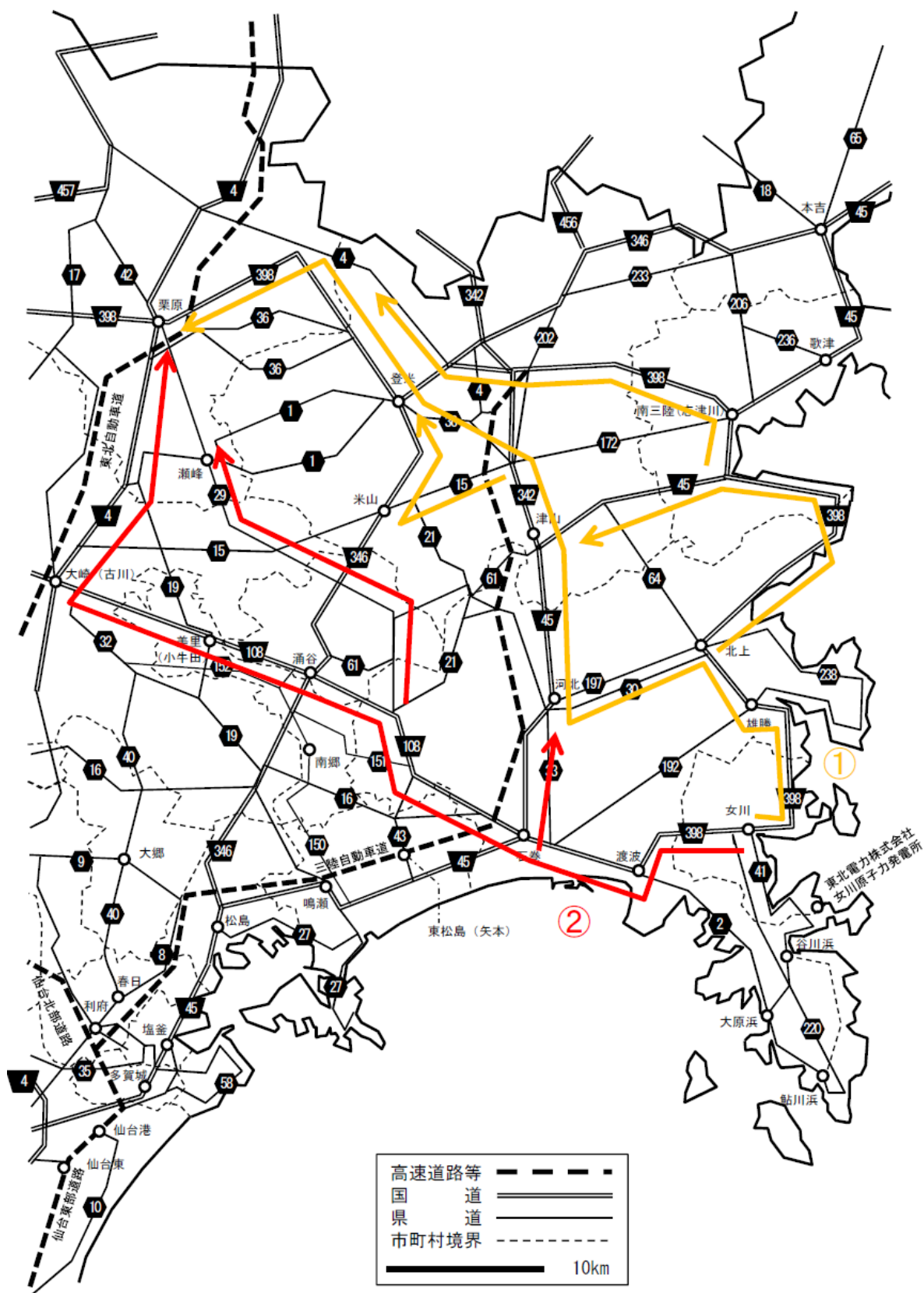
市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
美里町 平成十五年八月一日現在	西北西	29	小島	30	130	62	68	4	10		
	20～30 km 小計			30	130	62	68	4	10		
	美里町計			30	130	62	68	4	10		

(南三陸町)

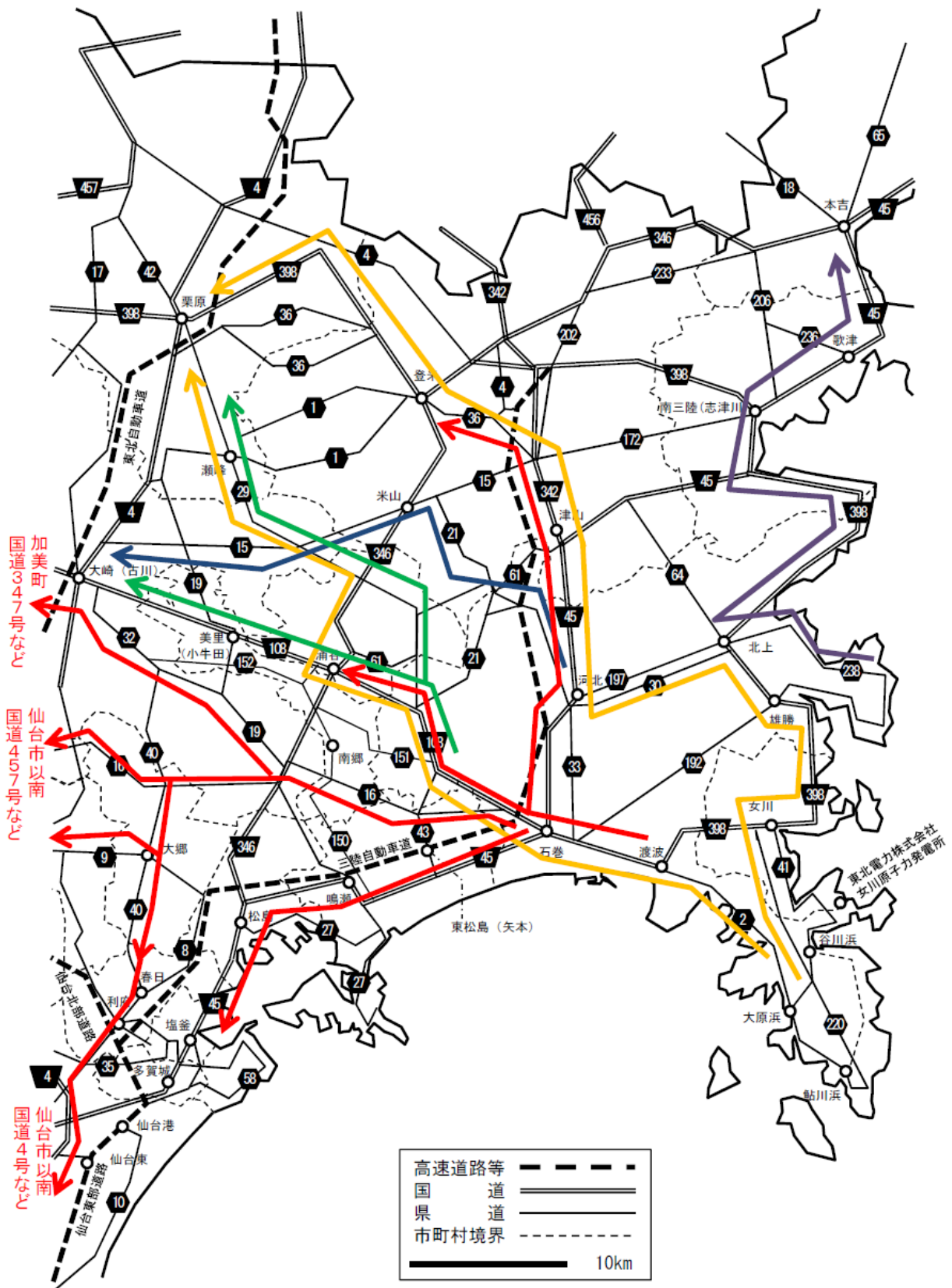
市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
南三陸町 (戸倉地区及び林行政区・大久保行政区) (平成二十四年十二月一日現在)	北北西	28	荒町上	42	145	72	73	6	9		
	北北西	28	荒町下	41	152	73	79	4	23		
	北北西	28	西戸上	32	88	45	43	1	5		
	北北西	28	西戸下	36	104	56	48	2	9		
	北	28	折立上	78	227	106	121	6	29		
	北	28	折立下	32	84	42	42	2	3		
	北	27	水戸辺	35	108	49	59	1	8		
	北	27	在郷上	35	109	59	50	3	16		
	北	27	在郷下	31	86	43	43	1	9		
	北	27	波伝谷上	39	129	64	65	3	13		
	北	27	波伝谷下	28	103	45	58	5	19		
	北	27	津の宮	35	122	61	61	2	18		
	北	27	滝 浜	42	153	75	78	1	21		
	北	27	藤 浜	25	92	46	46	5	7		
	北	27	長清水	35	138	66	72	9	14		
	北	27	寺 浜	24	118	61	57	8	10		
	北	29	林	81	226	103	123	2	31		
北	30	大久保	48	141	73	68	2	15			
20~30 km		小 計		719	2,325	1,139	1,186	63	259		
合 計				719	2,325	1,139	1,186	63	259		

参考資料2 避難推奨経路に関する資料

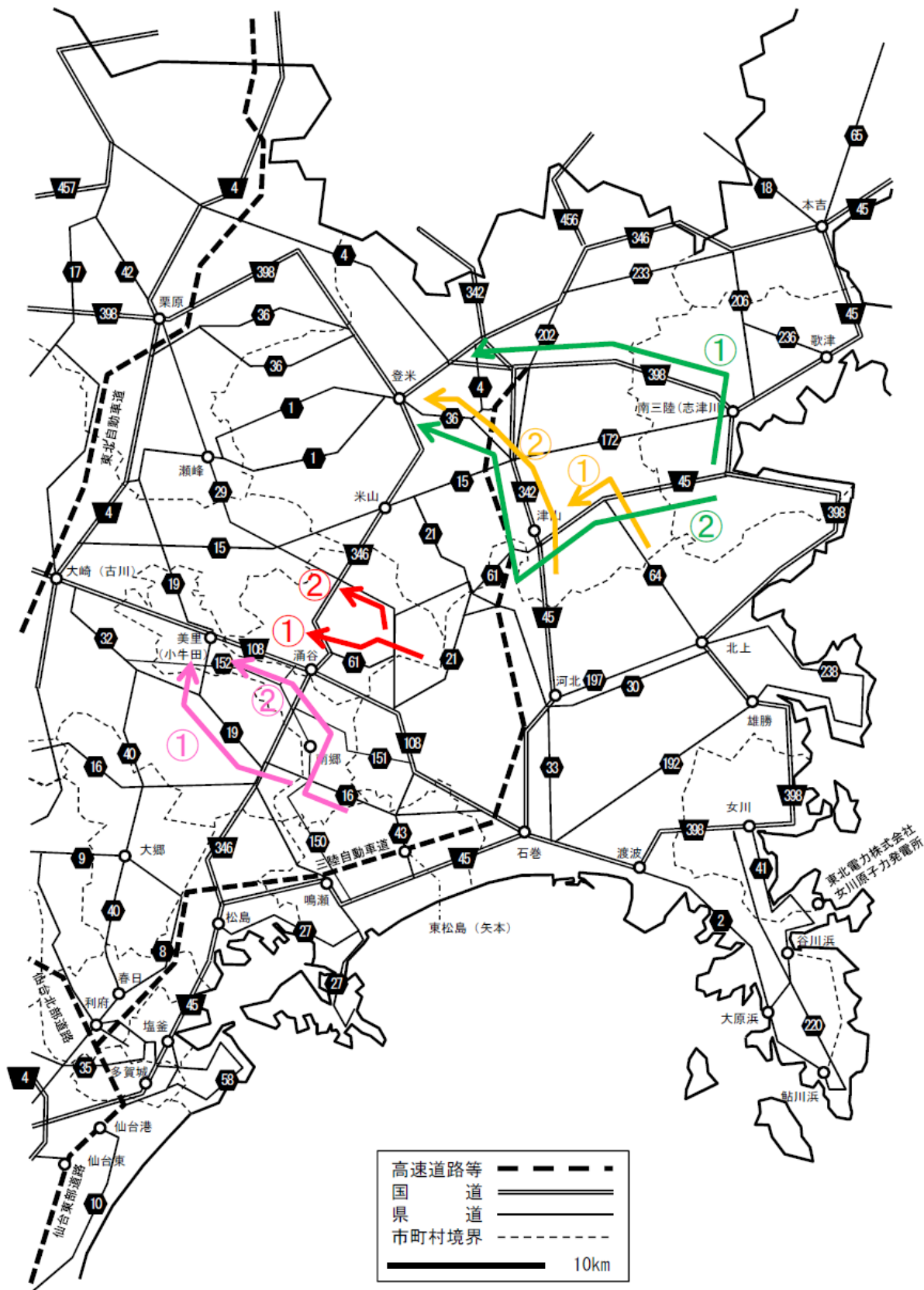
1 女川町



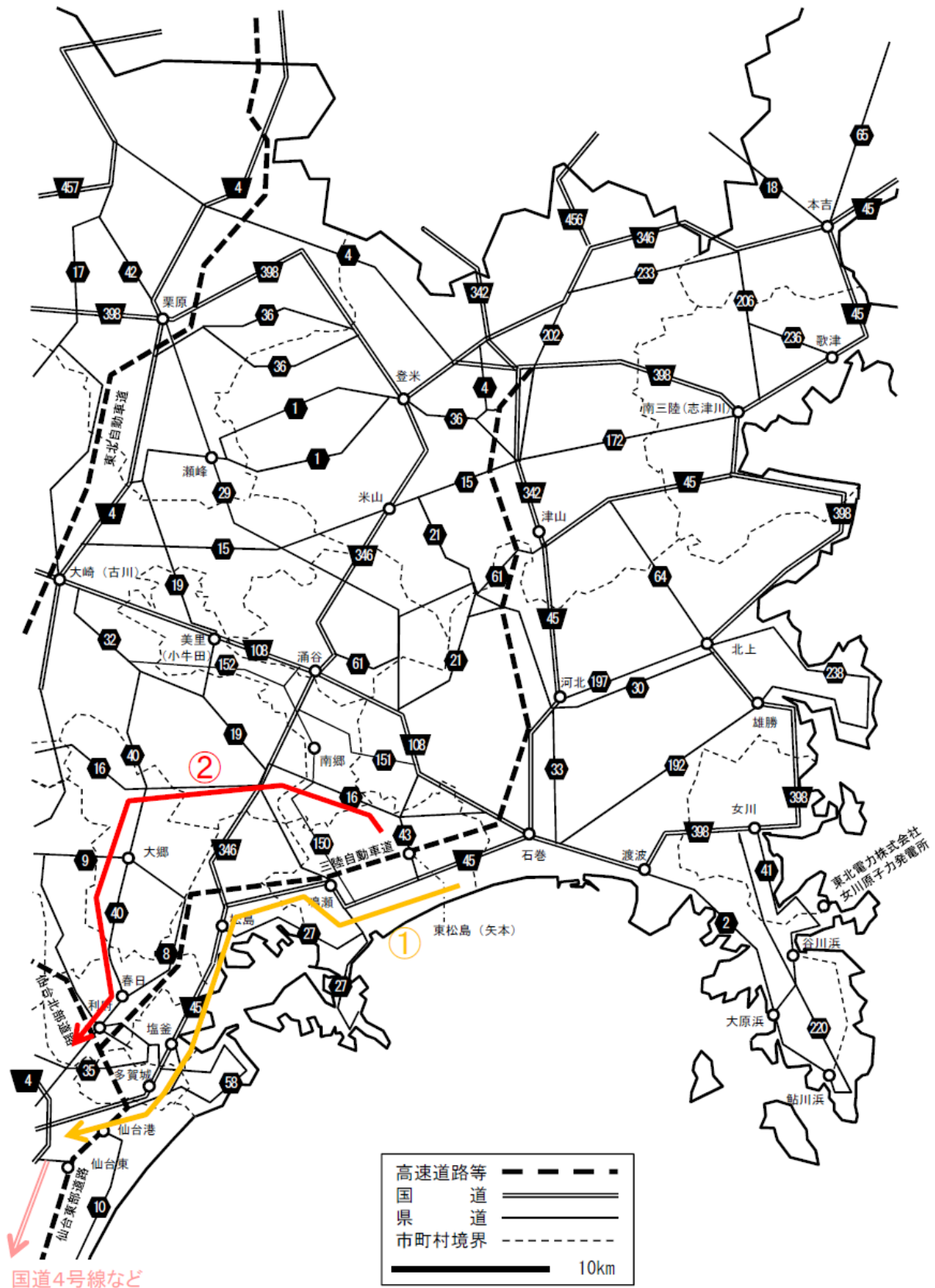
2 石巻市



3 登米市、涌谷町、美里町及び南三陸町



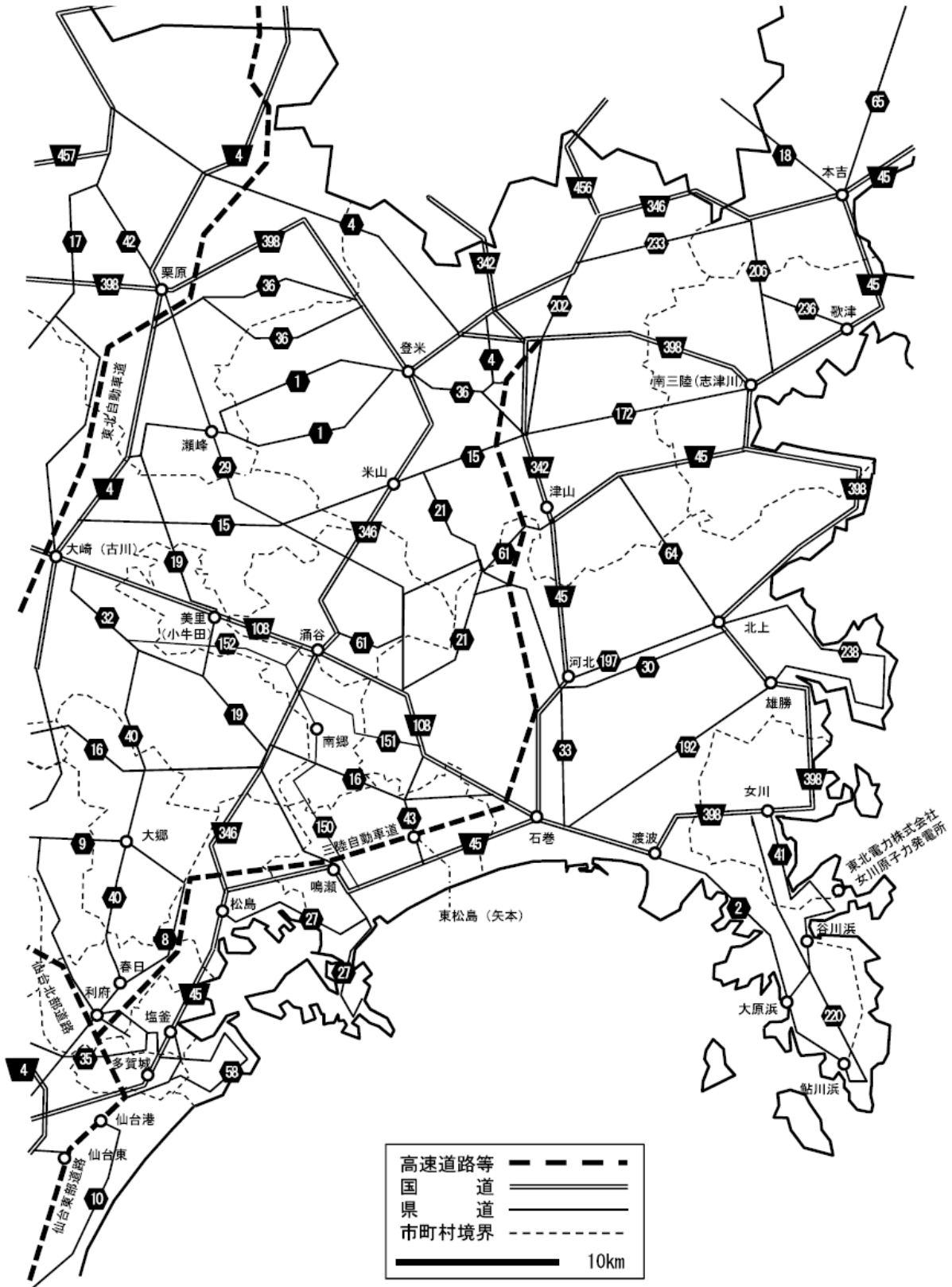
4 東松島市



参考資料3 道路、港湾及びヘリポートに関する資料

1-1 原子力発電所周辺の道路図

(1) 主要幹線道路接続状況図



①全体図



東北電力株式会社女川原子力発電所



③拡大図 (①右上部分)





⑤拡大図 (①左上部分)



1-2 原子力発電所周辺の道路状況

(1) 高速道路等

名称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	車 線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	経由地点	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
東北 自動車道	埼玉県 川口市	白石 IC, 村田 IC 村田 JCT, 仙台南 IC 仙台宮城 IC, 泉 SIC 泉 IC, 富谷 JCT 大和 IC, 三本木 SIC 古川 IC, 長者原 SIC 築館 IC, 若柳金成 IC	青森市	(県内) 131.8	14.0 (23.5)	4	2,222	2,747	2,813	富谷 JCT~大和 IC
三陸 自動車道	仙台市	利府 JCT, 利府塩釜 IC 利府中 IC, 鳴瀬松島 IC, 矢本 IC 石巻港 IC, 石巻河南 IC, 河北 IC 桃生豊里 IC, 桃生津山 IC, 登米 IC	登米市	45.3	7.0 (10.5)	2	1,799	2,331	977	東松島市 小松字明神下
仙台 北部道路	利府町	利府しらかし台	富谷町	11.8	7.0 (11.25)	2	468	601	509	利府しらかし台 ~富谷 JCT
仙台 東部道路	亘理町	岩沼 IC 仙台空港 IC 名取 IC 仙台若林 JCT 仙台東 IC	仙台市	24.8	7.0 (10.5)	2	843	1,406	960	岩沼 IC~ 仙台空港 IC

(2) 国 道

名称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最 小 車 線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	経由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
4号	東京都 中央区	栗原市, 大崎市 大衡村, 大和町 富谷町, 仙台市 名取市, 岩沼市 柴田町, 村田町 大河原町, 白石市 蔵王町	青森県 青森市	(県内) 158.9	5.5 (10.25)	2	1,259	1,631	577	黒川郡大衡村 大衡字吹付
45号	仙台市	多賀城市, 塩竈市 利府町, 松島町 東松島市, 石巻市 登米市, 南三陸町 気仙沼市	青森県 青森市	(県内) 145.4	6.5 (8.75)	2	1,362	1,585	510	多賀城市 下馬二丁目
47号 (国道4号線 との重複箇所 を除く)	大崎市	-	大崎市	41.2	6.5 (11.75)	2	948	1,126	741	(岩出山 付近推定)
108号 (国道47号 との重複箇所 を除く)	石巻市	東松島市, 美里町 涌谷町, 大崎市	秋田県 本荘市	(県内) 65.4	5.5 (6.5)	2	1,330	1,580	636	大崎市古川 字上古川

名称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最小 車線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	経由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
342号	秋田県 横手市	-	登米市 津山	(県内) 20.3	5.5 (7.0)	2	434	568	886	登米市中田町 浅水字長谷山
346号 (国道46号、 国道108号 との重複箇所 を除く)	仙台市	多賀城市、塩竈市 利府町、松島町 大崎市、美里町 涌谷町、登米市	気仙沼市	74.3	5.0 (6.5)	2	924	1,253	739	大崎市鹿島台 平渡字西銭神
398号 (国道46号、 国道342号、 国道346号 との重複箇所 を除く)	石巻市	女川町、南三陸町 登米市、栗原市 大崎市	秋田県 本荘市	(県内) 164.7	4.0 (5.0)	2	881	1,417	501	牡鹿郡女川町 浦宿浜字三郎浜
456号 (国道346号 との重複箇所 を除く)	岩手県 盛岡市	-	気仙沼市 本吉	(県内) 8.5	3.0 (4.2)	1	74	103	569	登米市東和町 米川字西綱木
457号 (国道47号、 国道48号、 国道108号、 国道286号、 国道347号、 国道398号 との重複箇所 を除く)	岩手県 一関市	栗原市、大崎市 加美町、色麻町 大衡村、大和町 仙台市、川崎町 蔵王町、白石市	白石市	(県内) 150.6	5.5 (6.5)	2	820	1,160	630	黒川郡大衡村 字小沓掛

(3) 県道・主要地方道

名称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最小 車線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	経由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
古川佐沼 1号	大崎市 古川	栗原市	登米市 迫町佐沼	40.2	5.5 (7.0)	2	1,312	1,464	805	大崎市古川江合 本町二丁目地内
石巻鮎川 2号	石巻市	-	石巻市 鮎川浜	31.1	5.5 (7.0)	2	301	528	471	石巻市 渡波字須崎浜
中田栗駒 4号	登米市 中田町	-	栗原市 栗駒	35.7	6.0 (8.0)	2	452	618	741	栗原市若柳大林 字西千刈
石巻港 7号	石巻港	-	石巻市 中央	1.1	5.0 (6.0)	2	316	420	1,661	石巻市 中央一丁目13-18
仙台松島 8号	仙台市	利府町	宮城郡 松島町	27.5	2.0 (3.0)	1	3,089	3,633	1,499	仙台市宮城野区 岩切字青津目
大和松島 9号	黒川郡 大和町	大郷町	宮城郡 松島町	12.2	5.5 (6.5)	2	831	1,377	736	(大郷町内推定)
塩釜亘理 10号	塩釜市	仙台市、名取市 岩沼市	亘理郡 亘理町	39.5	3.0 (4.0)	1	711	1,211	560	(岩沼市寺島 字押切)
塩釜港 11号	塩釜港	-	塩釜市 港町	1.0	13.0 (21.0)	4	721	839	1,676	塩釜市 港町2丁目

参考資料3 道路、鉄道、港湾等に関する資料

名称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最 小 車 線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	經由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
古川登米 15号	大崎市 古川	-	登米市 登米町	31.8	5.5 (6.5)	2	656	1,040	591	(大崎市鳥放 付近推定)
石巻鹿島台 大衡 16号	石巻市	東松島市, 美里町 大崎市, 大郷町	黒川郡 大衡村	37.9	4.0 (5.0)	1	363	654	526	大崎市鹿島台 深谷字南堀竈
栗駒 岩出山 17号	栗原市 栗駒	-	大崎市 岩出山	25.1	5.5 (9.5)	2	199	377	552	(市境付近推定)
本吉室根 18号	気仙沼市 本吉町	-	岩手県 一関市室根町	(県内) 6.5	4.0 (5.0)	2	116	175	685	(市町境 付近推定)
鹿島台 高清水 19号	大崎市 鹿島台	美里町	栗原市 高清水	23.0	6.0 (7.5)	2	839	1,047	831	遠田郡美里町 牛飼字清水江
河南米山 21号	石巻市	-	登米市 米山町	18.7	5.5 (9.6)	2	644	959	700	石巻市 桃生町寺崎
仙台塩釜 23号	仙台市	多賀城市	塩釜市	10.5	6.5 (15.0)	2	2,568	3,513	1,065	多賀城市 丸山二丁目
奥松島 松島公園 27号	東松島市 宮戸	-	宮城郡 松島町	20.1	5.5 (12.0)	2	434	803	629	松島 第三小学校前
河南築館 29号	石巻市	大崎市, 涌谷町	栗原市 築館	32.2	3.0 (4.0)	1	552	894	21	栗原市瀬峰 新後谷地
河北桃生 30号	石巻市	-	石巻市 桃生町	27.3	3.6 (7.3)	1	262	444	26	石巻市桃生町 城内東嶺
古川松山 32号	大崎市 古川	-	大崎市 松山	12.5	5.5 (6.5)	2	769	1,227	753	大崎市古川 石森地内
石巻河北 33号	石巻市	-	石巻市	10.0	5.5 (8.5)	2	547	1,063	621	石巻市開成1-39
泉塩釜 35号	仙台市 泉区	多賀城市	塩釜市	24.5	5.2 (6.4)	1	703	919	330	(岩切停車場 付近推定)
築館登米 36号	栗原市 築館	-	登米市 登米町	24.0	5.5 (7.0)	2	1,006	1,207	940	登米市迫町佐沼 字八幡3丁目
利府松山 40号	宮城郡 利府町	大和町, 大郷町	大崎市 松山	24.1	3.0 (4.0)	1	709	1,166	572	(大郷町柏川 付近推定)
女川牡鹿 41号	牡鹿郡 女川町	-	石巻市	26.1	5.5 (7.0)	2	125	324	329	(市町境界 付近推定)
築館 栗駒公園 42号	栗原市 築館	-	栗駒公園	25.7	5.5 (7.5)	2	587	902	599	栗原市築館 字下宮野岡田
矢本河南 43号	東松島市	-	石巻市	7.3	5.5 (6.5)	2	382	623	561	(市境付近推定)
井土長町 54号	仙台市 若林区井土	-	仙台市 太白区長町	8.2	6.2 (9.5)	2	552	729	825	仙台市若林区 上飯田四丁目
塩釜七ヶ浜 多賀城 58号	塩釜市	七ヶ浜町	多賀城市	17.3	5.5 (7.0)	2	691	912	595	多賀城市 八幡四丁目
古川一迫 59号	大崎市 古川	-	栗原市 一迫	18.7	6.0 (7.0)	2	466	850	542	大崎市古川 桜ノ目字 新鹿島伝地内
鹿島台 鳴瀬 60号	大崎市 鹿島台	松島町	東松島市	9.5	4.5 (5.5)	2	519	585	1,017	東松島市 浅井池塚

名称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最小 車線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	經由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
涌谷津山 6 1 号	遠田郡 涌谷町	石巻市	登米市 津山町	18.4	3.2 (4.2)	1	471	707	612	遠田郡涌谷町 字酌子地内
北上津山 6 4 号	石巻市 北上町	-	登米市 津山町	16.7	5.0 (6.6)	2	101	175	596	石巻市北上町 橋浦字行人前
気仙沼 本吉 6 5 号	気仙沼市	-	気仙沼市 本吉町	16.5	3.0 (4.0)	1	205	280	526	(長ノ森山 付近推定)

(4) 県道・一般県道

名称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最小 車線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	經由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
荒浜原町 1 3 7 号	仙台市 若林区荒浜	-	仙台市 宮城野区原町	10.2	5.6 (12.0)	2	2,576	3,461	2,279	仙台市若林区 大和町四丁目
蒲生福田 1 3 9 号	仙台市 宮城野区蒲生	-	仙台市 宮城野区福田町	4.8	7.0 (7.0)	2	435	726	453	
今市福田 1 4 1 号	仙台市 宮城野区今市	-	仙台市 宮城野区福田町	7.6	5.4 (14.0)	2	939	1,375	639	(国道 45 号線 付近推定)
岩 切 停 車 場 1 4 2 号	岩 切 停車場	-	仙台市 宮城野区岩切	0.4	6.0 (13.2)	2	51	101	297	
多 賀 城 停 車 場 1 4 3 号	多賀城 停車場	-	多賀城市 八幡	0.3	6.5 (16.0)	2	795	1,039	657	多賀城市 八幡三丁目
赤沼松島 1 4 4 号	宮城郡 利府町赤沼	-	宮城郡 松島町	2.8	6.0 (7.5)	2	265	287	717	宮城郡松島町 松島浪打浜
小 牛 田 松 島 1 4 6 号	遠田郡 美里町	大崎市, 大郷町	宮城郡 松島町	10.8	5.5 (7.0)	2	265	550	491	黒川郡大郷町 味明字原下
鳴瀬南郷 1 5 0 号	東松島市	-	遠田郡 美里町	18.5	5.5 (7.0)	2	313	398	638	遠田郡美里町木 間塚字砂押地内
河南南郷 1 5 1 号	石巻市	-	遠田郡 美里町	9.5	5.5 (7.0)	2	179	328	595	石巻市北村 字幕ヶ崎
涌 谷 三 本 木 1 5 2 号	遠田郡 涌谷町	美里町	大崎市 三本木	18.7	5.0 (6.0)	2	326	665	472	大崎市松山下伊 場野字庚戌地内
坂本古川 1 5 8 号	大崎市 三本木坂本	-	大崎市 古 川	5.6	6.0 (16.0)	2	198	409	508	大崎市古川中沢 字中沢屋敷地内
古 川 岩 出 山 1 6 5 号	大崎市 古 川	-	大崎市 岩出山	9.2	6.0 (7.4)	2	211	389	601	大崎市古川長岡 字茂木前地内
岩 出 山 上 蝦 沢 1 6 6 号	大崎市 岩出山	-	大崎市 古川上蝦沢	10.3	6.0 (10.0)	2	86	203	477	大崎市岩出山下 野目字安沢地内
真 山 高 清 水 1 6 7 号	大崎市 岩出山真山	-	栗原市 高清水	9.8	3.5 (4.5)	1	170	266	568	栗原市高清水 西熊野
志 津 川 登 米 1 7 2 号	本吉郡 南三陸町	-	登米市 登米町	20.3	5.0 (6.0)	2	74	109	285	登米市登米町 日根牛字入谷
涌谷田尻 1 7 3 号	遠田郡 涌谷町	-	大崎市 田 尻	13.5	5.0 (6.5)	2	61	86	379	遠田郡涌谷町下 郡字石那田地内

参考資料3 道路、鉄道、港湾等に関する資料

名称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最小 車線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	經由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
田尻瀬峰 175号	大崎市 田 尻	-	栗原市 瀬 峰	9.6	5.0 (6.5)	2	357	569	457	(栗原市瀬峰 付近推定)
若柳築館 176号	栗原市 若 柳	-	栗原市 築 館	13.3	4.0 (5.0)	1	143	253	305	(栗原市萩沢 付近推定)
新田若柳 177号	登米市 迫町新田	-	栗原市 若 柳	2.6	5.5 (7.0)	2	369	539	625	
花山一迫 178号	栗原市 花 山	-	栗原市 一 迫	11.0	5.5 (7.0)	2	111	175	425	栗原市一迫 字嶋林竹の内
文 字 上 尾 松 179号	栗原市 栗駒文字上	-	栗原市 栗駒尾松	16.8	5.5 (6.5)	2	72	131	399	
大鳥沢辺 181号	栗原市 栗原大鳥	-	栗原市 金成沢辺	6.9	5.5 (7.0)	2	161	306	573	
栗駒金成 182号	栗原市 栗 駒	-	栗原市 金 成	10.2	6.0 (7.5)	2	96	181	457	
石越停車場 白 崖 184号	石越停車場 (登米市)	-	岩手県 一関市花泉町	(県内) 3.2	6.0 (13.5)	2	172	320	507	登米市石越町 南郷字西門沖
有壁若柳 185号	栗原市 金成有壁	-	栗原市 若 柳	9.8	6.0 (8.0)	2	266	419	544	(栗原市若柳字福岡 中江向付近推定)
油島栗駒 186号	岩手県 一関市花泉町	-	栗原市 栗 駒	(県内) 11.9	6.0 (10.2)	2	203	311	548	(国道4号線 付近推定)
大門有壁 187号	岩手県 一関市花泉町	-	栗原市 金成有壁	(県内) 2.4	5.5 (8.0)	2	289	503	516	栗原市金成有壁 字狼ノ掛
東和薄衣 189号	登米市 東和町	-	岩手県 一関市川崎町	(県内) 7.4	6.0 (11.0)	2	82	112	628	登米市東和町 錦織字堂山
石森永井 190号	登米市 中田町石森	-	岩手県 一関市花泉町	(県内) 3.9	6.5 (10.5)	2	198	273	494	
鹿又停車場 広 淵 191号	鹿又停車場 (石巻市)	-	石巻市 広 淵	5.7	6.0 (10.5)	2	203	394	548	
石巻雄勝 192号	石巻市	-	石巻市 雄勝町	22.3	5.5 (6.5)	2	497	828	507	石巻市 井内字一番79-1
神取河北 196号	石巻市 桃生町神取	-	石巻市	8.8	6.0 (10.0)	2	268	589	471	(石巻市小船越字 二子南上推定)
北上河北 197号	石巻市 北上町	-	石巻市	9.0	5.0 (6.0)	2	361	585	592	石巻市中島 字川前畑一番
新田米山 198号	登米市 迫町新田	-	登米市 米山町	15.2	5.0 (6.0)	2	233	434	569	登米市迫町 新田字対馬
米 山 迫 199号	登米市 米山町	-	登米市 迫 町	7.2	6.0 (10.3)	2	873	1,184	839	登米市南方町 内の目
中 田 迫 200号	登米市 中田町	-	登米市 迫 町	3.0	5.5 (9.5)	2	351	544	558	登米市中田町 石森字境堀
石森登米 201号	登米市 中田町石森	-	登米市 登米町	6.8	6.0 (10.0)	2	255	328	709	登米市中田町 宝江黒沼字町
東和登米 202号	登米市 東和町	-	登米市 登米町	10.9	6.0 (7.5)	2	226	418	629	登米市 東和町米谷
有 壁 停 車 場 203号	有壁停車場	-	栗原市 金成有壁	1.5	6.0 (14.0)	2	369	634	480	栗原市 金成有壁大日前

名 称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最 小 車 線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	経由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
河南鳴瀬 204号	石巻市	-	東松島市	8.1	6.0 (10.0)	2	188	268	570	東松島市大塩
馬籠 志津川 206号	気仙沼市 本吉町馬籠	-	本吉郡 南三陸町	13.5	3.0 (4.0)	1	28	34	16	東松島市 矢本字栄町72
小牛田 停車場 212号	小牛田 停車場	-	遠田郡 美里町北浦	0.6	6.5 (16.0)	2	400	509	909	遠田郡美里町 字藤ヶ崎地内
網地島 214号	石巻市 長渡	-	石巻市 網地	5.0	5.5 (9.3)	2	28	34	562	
牡鹿半島 公園 コバルトライン 220号	牡鹿郡 女川町	-	石巻市	33.9	6.0 (7.5)	2	72	147	401	(市町境界 付近推定)
清水浜 志津川港 221号	本吉郡 南三陸町 志津川字水浜	-	本吉郡 南三陸町 志津川字南町	6.5	6.0 (8.0)	2	79	118	718	
泊崎半島 225号	本吉郡 南三陸町 歌津字田の浦	-	本吉郡 南三陸町 歌津字青の浜	8.4	5.5 (6.5)	2	63	96	526	
竹谷幡谷 229号	宮城郡 松島町竹谷	-	宮城郡 松島町幡谷	4.6	4.2 (5.2)	2	90	169	501	宮城郡松島町 竹谷字新田
小島豊里 230号	登米市 登米町小島	-	登米市 豊里町	7.1	6.0 (10.0)	2	228	446	571	
鹿又 停車場 231号	鹿又停車場	-	石巻市 鹿又	1.1	6.0 (12.2)	2	84	124	597	
馬籠東和 233号	気仙沼市 本吉町馬籠	-	登米市 東和町米川	13.9	6.0 (10.5)	2	53	96	438	
稲井沢田 234号	石巻市 井内	-	石巻市 沢田	4.1	5.5 (9.5)	2	486	911	529	石巻市 真野字新丸森
弘川町向 236号	本吉郡 南三陸町 歌津字弘川	-	本吉郡 南三陸町 歌津字町向	7.0	6.0 (10.5)	2	51	66	421	本吉郡南三陸町 歌津字田表
瀬峰豊里 237号	栗原市 瀬峰	-	登米市 豊里町	13.3	6.0 (10.0)	2	166	327	664	
釜谷大須 雄勝 238号	石巻市 釜谷	-	石巻市 雄勝町雄勝	33.0	1.0 (1.5)	1	111	160	411	
石巻女川 240号	石巻市	-	牡鹿郡 女川町	6.2	6.0 (10.0)	2	1,421	2,216	612	石巻市泰 字須賀松12
大和幡谷 241号	黒川郡 大和町	大郷町	宮城郡 松島町幡谷	14.6	5.5 (9.3)	2	366	677	482	黒川郡大郷町 羽生字金原
大迫松山 242号	大崎市 鹿島台大迫	-	大崎市 松山	7.3	6.0 (10.0)	2	217	504	541	大崎市鹿島台 広長字権兵衛 鳥屋地内
大塩小野 停車場 243号	東松島市 大塩	-	小野停車場	5.8	6.0 (10.0)	2	244	339	641	東松島市 小松字上前柳
石巻工業港 矢本 247号	石巻工業港	-	東松島市	4.8	6.0 (8.0)	2	707	1,129	674	東松島市大曲

名称	経 由			実延長 (km)	最小 幅員 (全幅) (m)	最小 車線 数	一時間当たりの交通量 (H22)			
	起 点	経由地点 (県内)	終 点				平均	ピーク	交通 容量	地 点
くりこま高原 停車場 250号	くりこま高原 停車場	-	栗原市 志波姫	1.8	6.0 (12.0)	2	107	180	488	
石巻港 インター 251号	石巻港	-	東松島市 赤井	2.1	13.0 (25.0)	4	1,056	1,331	1,257	東松島市 赤井七反谷地
河南登米 257号	石巻市	-	登米市 登米町	19.8	5.5 (6.5)	2	294	497	466	石巻市和潤 字梨木畑12
利府停車場 総合運動公園 260号	利府停車場	-	宮城県 総合運動公園	2.5	8.0 (16.0)	3	745	903	1,521	宮城県利府町 利府字新屋田前
河南石巻港 インター 265号	石巻市	-	東松島市	2.1	6.5 (20.0)	2	443	660	568	石巻市須江 字大谷地
化女沼 公園 266号	化女沼 公園	-	大崎市 古川	2.9	6.0 (9.4)	2	276	358	614	大崎市古川小野 字新中山地内
くりこま高原 停車場伊豆沼 268号	くりこま高原 停車場	-	栗原市 若柳	5.6	5.5 (6.5)	2	50	142	417	栗原市若柳 字上畑岡蓬田
利府岩切 停車場 270号	宮城県 利府町	-	岩切停車場 (仙台市宮城野区)	5.8	6.0 (18.0)	2	708	1,181	571	
利府中 インター 271号	塩釜市	-	宮城県 利府町	1.5	6.5 (11.8)	2	685	937	856	塩竈市 字伊保石

※(1)から(4)に関する注

①経由地点、実延長は県内について掲載した。

②最小幅員、全幅及び車線数については、センサス H22 車道幅員、道路部幅員及び車線数による。

③1時間あたりの交通量については、以下による。

平 均：センサス H22 [昼間 12 時間自動車類交通量(台/12h)]/12

ピーク：センサス H22 [昼間 12 時間自動車類交通量(台/12h)] × [昼間 12 時間ピーク比率(%)]/100

交通容量：センサス H22 [交通量(台/12h)]/[混雑度]/12

地 点：センサス H22 交通量観測地点地名又は地図上から推定される地名

(5) 市町村道等

(女川町)

名称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	備 考
	起 点	経由地点	終 点				橋りょう	制 限		
大原本通線	(北西7) 大原		(北西8) 清水町	国道398号 町道女川野尻尻線 町道女川野尻清水線	1,025	4.0	コンクリート3	重量40t 1 重量14t 2	全	
女川駅清水線	(北西7) 大原		(北西8) 清水町	町道大原本通線 町道女川野尻清水線	904	5.8	コンクリート1	重量14t	全	
女川駅川尻線	(北西7) 女川	(北西7) 大原	(北西7) 伊勢	国道398号 町道大原本通線 町道女川野尻清水線 町道女川野尻尻線	571	3.6			全	
浦宿猪落線	(北西8) 小屋ノ口	(西北西8) 針浜	(西北西8) 猪落	国道398号	4,472	3.5	コンクリート5	重量14t 5	全	
浦宿山道線	(北西8) 浦宿		(北西8) 尾田峰	国道398号	465	5.6			全	
江島線	(東9) 江島		(東9) 堂ノ上		1,624	4.2			全	

名称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋りょう		舗 装	備 考
	起 点	經由地点	終 点				橋りょう	制 限		
野々浜小積線	(南南西3) 大道		(西3) 野々浜	主要地方道 女川牡鹿線	1,366	5.2			全	牡鹿半島 公園線と交差
尾浦寺道線	(北6) 尾浦		(北6) 尾浦	国道398号	1,011	2.9			全	
竹浦本通線	(北北西5) 月浜		(北北西5) 竹浦	国道398号	1,292	1.6			一 部	
十二神山線	(北西7) 大原		(北西7) 大原	町道女川野川尻線	544	2.8			全	
大沢安住線	(西北西9) 安住	(西北西9) 大沢	(西北西8) 三郎浜	国道398号	1,194	2.8	コンクリート1	重量14t	全	
桜ヶ丘1号線	(北西7) 奇ノ神		(北西7) 内山	国道398号	732	4.7			全	

(石巻市牡鹿地区)

名称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋りょう		舗 装	備 考
	起 点	經由地点	終 点				橋りょう	制 限		
白窪前網線	(南東2) 白窪		(南東2) 前網	(白窪) 市道寄磯線	517	5.0			全	
寄磯線	(南南東3) 寄磯浜・枕沢山		(東南東3) 寄磯浜	(枕沢山) 県道女川牡鹿線	2,873	5.1			全	
林道寄磯線	(東南東2) 田島		(東南東3) 東森山	町道寄磯線	2,158	4.0			全	
祝ノ浜線	(南4) 谷川浜・不動山		(南4) 祝浜	(不動山) 町道谷川鬼形線	608	3.0	コンクリート1		全	
谷川鬼形線	(南南西4) 谷川浜	(南南東5) 泊浜	(南10) 鬼形山	県道女川牡鹿線 県道牡鹿半島公園線	13,328	4.6	コンクリート3		全	鮎川新山 線と接続
泊海岸線	(南南東5) 泊浜・大沢平山		(南南東5) 泊浜	(大沢平山) 市道谷川鬼形線	829	5.6			全	谷川鬼形 線と接続
新山線	(南南東9) 新山浜・藤崎山		(南南東9) 新山浜	(藤崎山) 市道谷川鬼形線	939	5.0			全	
小網倉	(南西7) 小網倉		(南西7) 福貴浦	(小網倉) 県道石巻鮎川線	7,300	5.0	コンクリート2		全	
福貴浦線	(南南西9) 給分浜		(南南西9) 小淵	(給分・小淵) 県道石巻鮎川線	1,098	3.6			全	
林道寺山線	(南9) 寺山		(南9) 泥沢入	市道寺山第2号線 農道泥沢線	765	4.0			全	
十八成線	(南10) 十八成浜		(南9) 寺山	(十八成浜) 県道石巻鮎川線	2,050	2.7	コンクリート2		全	林道寺山 線と接続
鹿渡線	(南11) 鮎川浜		(南南東9) 新山浜	県道牡鹿半島公園線 市道谷川鬼形線	5,227	5.1			全	
鮎川新山線	(南12) 鮎川浜		(南10) 鬼形山	県道牡鹿半島公園線 (鮎川浜) 県道石巻鮎川線	2,773	6.6	コンクリート4		全	谷川鬼形 線と接続
御番所線	(南13) 鮎川浜・崎		(南11) 鮎川浜・一ノ尾	県道牡鹿半島公園線	2,144	6.5			全	
黒崎開拓農場幹線	(南14) 黒崎		(南14) 黒崎農場	県道牡鹿半島公園線	1,361	3.6			全	
寺山2号線	(南9) 寺山		寺山	市道十八成寺山線 林道寺山線	354	4.4			全	市道十八 成線、林 道寺山線 に接続
農道泥沢線	(南南西9) 給分浜・泥沢		鮎川浜・新山	県道石巻鮎川線	735	4.0			全	林道寺山 線に接続

(石巻市石巻地区)

名称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋りょう		舗 装	備 考
	起 点	經由地点	終 点				橋りょう	制 限		
小積浜線	(南西5) 小積浜		(西3) 野々浜	(小積浜) 県道石巻鮎川線	1,743	5.0	コンクリート1		全	
小積浜1号線	(南西5) 小積浜		(南南西4) 谷川浜	(小積浜) 県道石巻鮎川線	398	2.5	コンクリート1		一 部	
小積浜福貴浦小網倉線	(南西5) 小積浜	(南西7) 福貴浦	(南西7) 小網倉	(小積浜) 県道石巻鮎川線	6,780	3.0	コンクリート2		全	

参考資料3 道路、鉄道、港湾等に関する資料

名称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋りょう		舗装	備考
	起 点	經由地点	終 点				橋りょう	制 限		
竹浜 狐崎 浜 福 貴 浦 線	(西南西8) 竹 浜	(南西9) 狐崎浜	(南西7) 福貴浦	(小積浜) 県道石巻鮎川線	5,761	3.9			全	
屋敷浜・猪落線	(西10) 大 浜	(西北西8) 針 浜	(北西8) 浦宿浜	(大浜) 県道石巻鮎川線	1,772	4.0			全	
祝田小竹浜線	(西12) 祝 田		(西11) 小竹浜	(祝田) 県道石巻鮎川線	5,655	3.7	コンクリート1		全	
小竹浜蛤浜線	(西11) 小竹浜	(西9) 折 浜	(西9) 蛤 浜	(蛤浜) 県道石巻鮎川線	5,443	3.9			全	
中 浦 橋 釜 北 橋 線	大街道西		三ツ股	国道45号	1,150	13.0	コンクリート2		全	
中埠橋石巻 大橋伊原津 一丁目線	蛇 田		伊原津	国道45号 国道398号	3,221	5.5	コンクリート6		全	

(石巻市雄勝地区)

名称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋りょう		舗装	備考
	起 点	經由地点	終 点				橋りょう	制 限		
波板4号線				国道398号	124	5.1			全	
波 板 線				波板4号線	536	2.9	コンクリート1	重量14t		

(登米市豊里地区, 津山地区)

名称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋りょう		舗装	備考
	起 点	經由地点	終 点				橋りょう数	制 限		
小麻・鵜波線	(北西30) 小麻		(北西30) 白鳥山	主要地方道 蒲谷・津山線	1,150	5.0			全	
下 在 線	(北西28) 土手下		(北西27) 西向	"	4,600	5.5			全	
大 崎 線	(北西30) 西二ツ屋		(北西30) 十丁田	"	2,200	6.0			全	
石 貝 線	(北西27) 幣崎		(北西27) 石貝	国道45号	2,238	3.1			全	
杉 の 下 線	(北西27) 幣崎		(北西27) 石貝	(石貝) 市道 石貝線	576	4.0			全	
わらび平線	(北西27) 館石		(北西27) 館石	(石貝) 市道 石貝線	632	2.6			全	
手 洗 沢 線	(北西27) 館石		(北西27) 館石	(石貝) 市道 石貝線	318	5.0			全	
伊 貝 線	(北北西29) 新伊貝		(北北西29) 伊貝	国道45号	1,112	4.0			全	
南次山山根線	(北北西29) 新一ノ坪		(北北西29) 新伊貝	国道45号	1,708	3.7			全	
水 沢 線	(北北西28) 久保		(北北西28) 水沢	主要地方道 北上・津山線	1,163	3.1			全	
大 畑 線	(北北西27) 地志貝		(北北西27) 大畑	主要地方道 北上・津山線	876	2.5			全	
新 田 町 線	(北西30) 下町		(北西30) 上町	主要地方道 蒲谷・津山線	1,353	5.7			全	
旧北上川右岸 2 号 線	(北西30) 上町		(北西30) 長根	主要地方道 河南・米山線	3,291	3.2			全	
山 根 白 鳥 線	(北西30) 山根		(北西30) 白鳥	一般県道 河南・登米線	4,551	3.2			全	
新田加々巻線	(北西30) 東二ツ屋		(北西30) 新町	主要地方道 蒲谷・津山線 主要地方道 河南・米山線	2,670	9.0			全	
豊里小学校線	(北西30) 新町		(北西30) 保手	(新町) 新田加々巻線	1,717	6.1			全	
旧北上川右岸 1 号 線	(北西30) 新町		(北西30) 東二ツ屋	主要地方道 蒲谷・津山線	2,773	3.0			全	
寿 崎 線	(北西30) 下町		(北西30) 竹花	主要地方道 蒲谷・津山線	1,587	6.0			全	

名 称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り ょ う		舗 装	備 考
	起 点	経由地点	終 点				橋りょう数	制 限		
黄 牛 線	(北西 27) 石貝		(北西 30) 黄牛町	国道 4 5 号	2,961	6.0			全	
柳津駅前大通 線	(北西 29) 宮町		(北西 29) 宮町	主要地方道 涌谷・津山線	137	7.0			全	
大 萱 線	(北北西 29) 横山 9 区		(北北西 27) 横山 11 区	国道 4 5 号	3,514	4.5			全	
上山黄牛線	(北北西 29) 横山 9 区		(北北西 30) 入沢	国道 4 5 号	6,447	2.5			全	

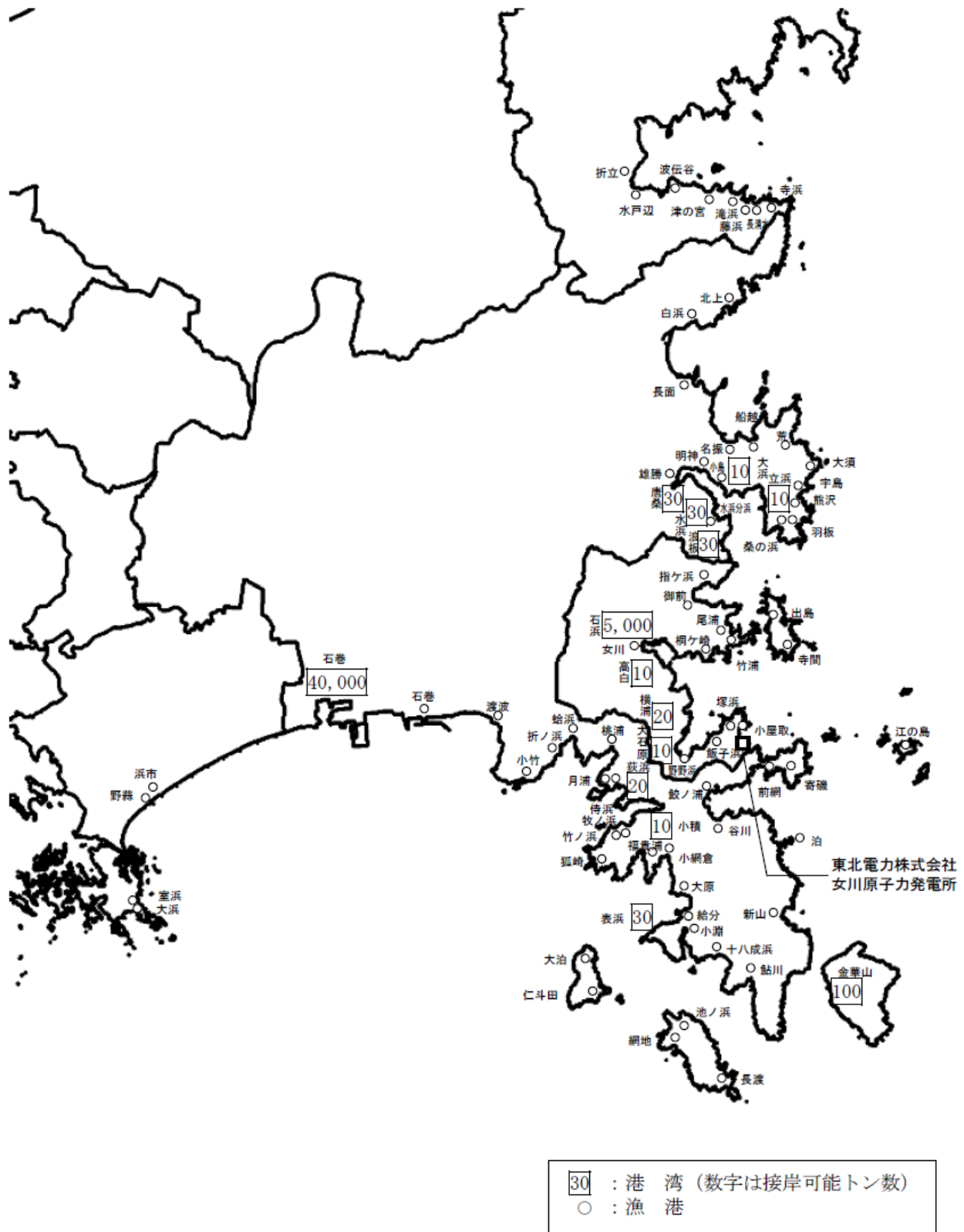
(美 里 町 小 島 地 区)

名 称	経 由			(接続地点) 接続幹線道路	延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り ょ う		舗 装	備 考
	起 点	経由地点	終 点				橋りょう数	制 限		
小島本道線	二郷字 蛇沼向 432-1		二郷字 蛇沼向 806	県道 石巻鹿島台大衡線	394.6	7.0			全	路線番号 6043
小島山根廻線	二郷字 小島 62		二郷字 小島 26		871.7	2.9			全	6044
小島前道路線	二郷字 前谷地 62		二郷字 前谷地 161		427.3	4.8			全	6047
前谷地前線	二郷字 前谷地 8		二郷字 前谷地 137		253.9	2.8			無	6048

(南 三 陸 町)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い、町道関係のデータを再整備中。

2-1 港湾分布図



国土地理院提供

2-2 漁港等整備状況

(港湾)

市町名	位置		漁港及び 港湾名	所在地	連絡先 電話番号	接岸可能 トン数	水深(m)	岸壁等の 長さ(m)
	方位	距離 (km)						
女川町	西北西	3	女川港 (横浦)	横浦字横浦	022 211-3212	10~20	1.5~2.0	305
	西	3	女川港 (大石原)	大石原浜字大石原	〃	10	1.5~2.0	208
	北西	5	女川港 (高白)	高白浜字白浜	〃	10	1.5	244
	北西	7	女川港 (石浜)	石浜字石浜	〃	50~5000	0.5~7.5	910
石巻市	南南西	9	表浜港	小淵浜	〃	10~30	2.0~4.0	460
	南西	5	荻浜港 (小積)	小積浜	〃	10	1.2~1.5	130
	西南西	6	荻浜港 (荻浜)	荻浜字荻浜	〃	5~20	1.0~2.0	498
	北	10	雄勝港 (浪板)	分浜字浪板	〃	10~30	1.5~2.5	56
	北	12	雄勝港 (水浜)	水浜字水浜	〃	30	2.0	206
	北	12	雄勝港 (大浜)	大浜字大浜	〃	10	1.5~2.0	316
	北	12	雄勝港 (立浜)	立浜字立浜	〃	10	1.5~2.0	511
	北	12	雄勝港 (唐桑)	唐桑字唐桑	〃	20~30	2.5	107
	北東北	13	金華山	亀石	〃	100	1.5~3.0	294
石巻市、 東松島市	西北西	21	仙台塩釜港 区	中島, 大手, 雲雀野 他	〃	1000~ 40000	4.5~ 13.0	3577

(漁港)

市町名	位置		漁港及び 港湾名	所在地	連絡先 電話番号	接岸可能 トン数	水深(m)	岸壁等の 長さ(m)
	方位	距離 (km)						
女川町	北	1	小屋取漁港	塚浜字小屋取		0.5~8.0	1.0~2.0	110
	北西	1	塚浜漁港	塚浜字塚浜		0.5~ 25.0	0.6~3.0	265
	西	2	飯子浜漁港	飯子浜字飯子		0.5~ 25.0	0.6~3.0	125
	西	3	野々浜漁港	野々浜字野々浜		0.5~8.0	0.5~2.0	102
	北北西	5	桐ヶ崎漁港	桐ヶ崎字桐ヶ崎		0.5~8.0	0.0~2.0	201
	北北西	5	竹浦漁港	竹浦字竹浦		0.5~8.0	0.5~2.0	261

参考資料3 道路、鉄道、港湾等に関する資料

市町名	位置		漁港及び港湾名	所在地	連絡先電話番号	接岸可能トン数	水深(m)	岸壁等の長さ(m)
	方位	距離(km)						
女川町	北北東	5	寺間漁港	出島字寺間		0.5~25.0	0.5~3.2	641
	北	6	尾浦漁港	尾浦字尾浦		0.5~8.0	1.0~2.0	437
	北北東	7	出島漁港	出島字出島		0.5~25.0	1.0~3.0	514
	北西	7	女川漁港	女川浜字女川	0225 53-2188	1.0~500	0.5~7.0	2,206
	北北西	8	御前漁港	御前浜字御前		0.5~8.0	0.5~2.0	30
	北北西	8	指ヶ浜漁港	指ヶ浜字指ヶ浜		0.5~8.0	0.5~2.0	105
	東	9	江の島漁港	江島字江島		0.5~25.0	0.5~3.0	268
石巻市 (牡鹿地区)	南東	2	前網漁港	前網浜字前網		0.6~1.0	0.6~1.5	115
	東南東	3	寄磯漁港	寄磯浜		0.5~25.0	0.5~3.0	629
	南南西	3	鮫ノ浦漁港	鮫浦浜字畑		8.0~30.0	2.0~3.0	232
	南南西	4	谷川漁港 (大谷川)	谷川浜字二重坂	0225 48-2251	0.5~1.0	1.0~1.5	70
	南	4	谷川漁港(祝浜)	谷川浜字祝浜		1.0	1.5	43
	南南西	4	谷川漁港	谷川浜字脇ノ入		1.0~3.0	1.5~2.0	170
	南南東	5	泊漁港	泊浜字泊	48-2175	3.0~30.0	2.0~3.0	140
	南南西	7	小網倉漁港	小網倉浜字小網倉		3.0~20.0	2.0~2.8	347
	南南西	8	大原漁港	大原浜字戸泥	46-2136			0
	南南西	9	給分漁港	給分浜字給分		0.5~3.0	1.0~2.0	265
	南南西	9	小淵漁港	小淵浜字薬師山前		0.5~3.0	1.0~2.0	251
	南南東	9	新山漁港	新山浜字不動沢		1.0~3.0	1.5~2.0	59
	南	10	十八成浜漁港	十八成浜字十八成	45-2411	0.5~1.0	1.0~1.5	75
	南	12	鮎川漁港	鮎川浜		0.9~100	0.9~4.5	1,543
	南南西	13	池ノ浜漁港	網地浜字前田	49-2211	3.0	2.0	50
	南南西	14	網地漁港	網地浜字網地	49-2002	1.0~25.0	1.0~3.5	325
	南	16	長渡漁港	長渡浜字長渡		1.0~50.0	1.5~3.7	280
南	17	長渡漁港(根組)	長渡浜字根組	49-2211	1.0	1.5	7	
石巻地区)	西	6	桃浦漁港	桃浦	90-2221	10.0	2.0	627
	西南西	7	侍浜漁港	侍浜字侍浜		0.5~1.0	1.0~1.5	122
	西南西	7	月浦漁港	月浦字月浦	24-0391	3.0	2.0	287

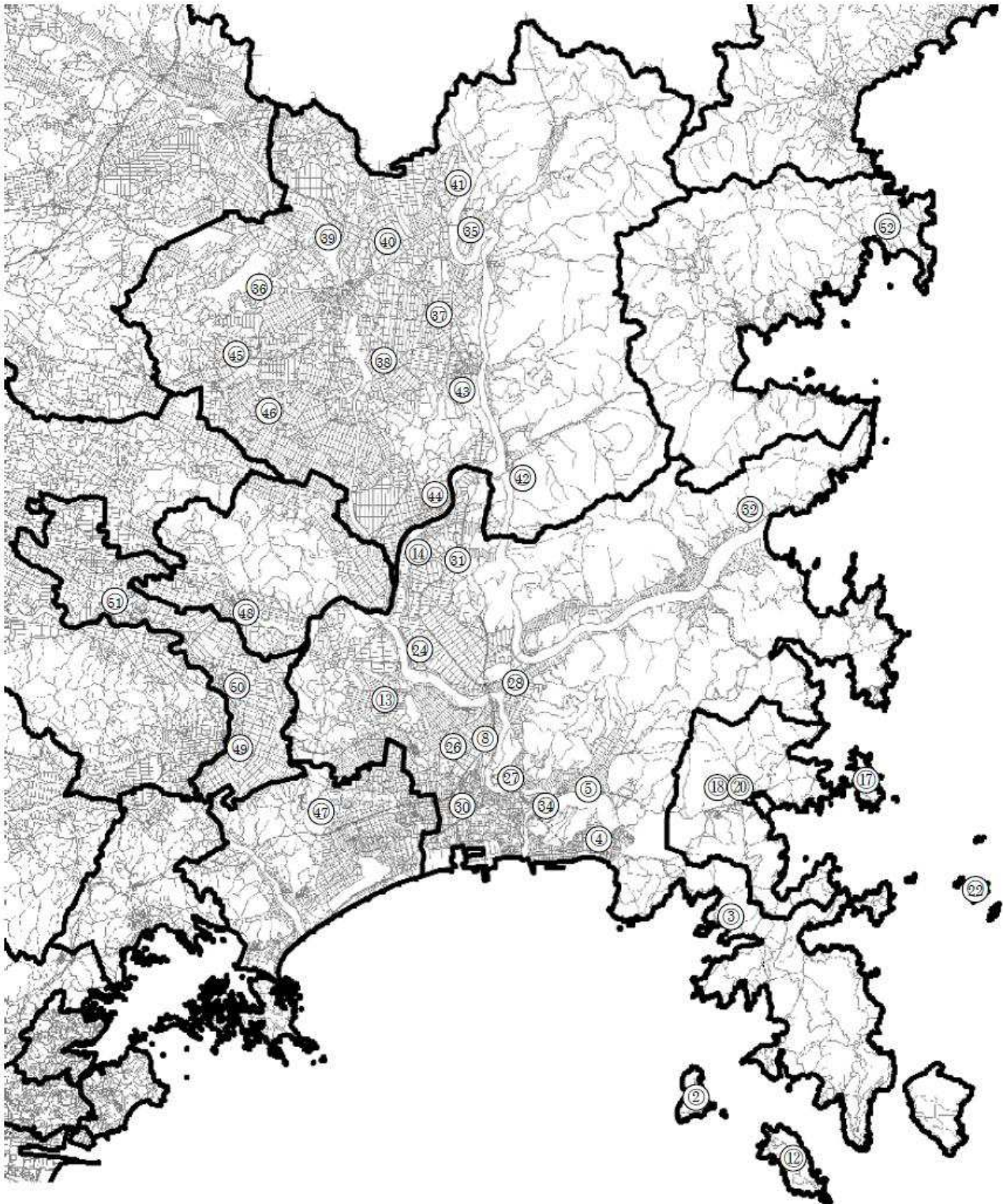
市町名	位置		漁港及び 港湾名	所在地	連絡先 電話番号	接岸可能 トン数	水深(m)	岸壁等の 長さ(m)
	方位	距離 (km)						
石巻市 (石巻地区)	南西	7	牧ノ浜漁港	牧浜字牧浜	0225 90-2131	1.0~3.0	1.5~2.0	96
	南西	7	福貴浦漁港	福貴浦字福貴浦		8.0~25.0	2.0~3.0	491
	南西	8	竹ノ浜漁港	竹浜字竹浜		3.0~10.0	2.0~2.5	175
	南西	9	狐崎漁港	狐崎浜字狐崎		1.0~25.0	1.0~3.0	265
	西	9	蛤浜漁港	蛤浜字蛤浜	24-0391	0.5	1.0	47
	西	9	折ノ浜漁港	折浜字折浜		0.5~1.0	0.5~1.5	357
	西	11	小竹漁港	小竹浜字小竹		3.0	2.0	172
	西北西	12	渡波漁港	渡波	24-2111	0.5~10.0	0.5~2.0	2,314
	南南西	12	大泊漁港	田代浜字大泊	98-2111	3.0~4.0	2.0~2.2	27
	南南西	13	仁斗田漁港	田代浜字仁斗田		8.0~25.0	2.0~3.5	384
	西北西	15	石巻漁港	魚町	23-8121	25.0~500	3.0~7.0	3,354
	石巻市 (雄勝地区)	北	11	桑の浜漁港	桑浜字桑の浜	21-5714	0.5~3.0	1.0~2.0
北北東		11	羽板漁港	桑浜字羽板	0.5		1.0	17
北		11	水浜分浜漁港	分浜字分浜	0.5~3.0		1.0~2.0	114
北		12		水浜字水浜	0.5~1.0		0.5~1.5	116
北北東		13	熊沢漁港	熊沢字熊沢	1.0		1.5	35
北北東		13	宇島漁港	大須字宇島				0
北		13	小島漁港	小島字小島	21-5714	1.0	1.5	45
北北西		13	雄勝漁港	雄勝字上雄勝	57-2211	1.0~25.0	1.0~4.0	813
北		14	明神漁港	明神字明神	21-5714	1.0	1.5	64
北北東		14	大須漁港	大須字大須		10	2.4	190
北北東		15	荒漁港	船越字荒	21-5714	0.5	1.0	33
北		15	船越漁港	船越字船越		0.5~3.0	0.3~2.0	281
北	15	名振漁港	名振字名振	0.5~3.0		0.5~2.0	326	
石巻市 朧上地区)	北	21	白浜漁港	十三浜字白浜	66-2011	3.0	2.0	40
	北	21	北上漁港(大室)	十三浜字大室		20~50	2.8~3.5	134
	北	23	北上漁港(相川)	十三浜字相川		0.5~ 50.0	1.0~4.2	222
	北	23	北上漁港(小指)	十三浜字小指		3.0	2.0	48
	北北東	23	北上漁港(大指)	十三浜字大指		3.0	2.0	161
	北北東	25	北上漁港(小滝)	十三浜字小滝		3.0	2.0	76

参考資料3 道路、鉄道、港湾等に関する資料

市町名	位置		漁港及び 港湾名	所在地	連絡先 電話番号	接岸可能 トン数	水深(m)	岸壁等の 長さ(m)
	方位	距離 (km)						
石巻市 河北地区	北	18	長面漁港	尾崎字名越山	0225 21-5714	3.0	2.0	240
東松島市	西	28.4	浜市漁港	浜市字樋場	82-1111	5.0	2.7	283.2
	西南西	29.9	室浜漁港	宮戸字鹿島		5.0	3.7	591.2
	西	28.8	野蒜漁港	野蒜		1.0	0.5	0.0
	西南西	30.2	大浜漁港	宮戸字大浜		5.0	3.2	183.4
南三陸町 戸倉地区	北	2.7	寺浜漁港	戸倉字寺浜	0226 46-9211	5.0	3.0~5.0	43
	北	2.7	長清水漁港	戸倉字長清水	46-9211	5.0	1.0~2.6	121
	北	2.7	藤浜漁港	戸倉字藤浜		5.0	2.4~4.0	77
	北	2.7	波伝谷漁港	戸倉字波伝谷	22-6825	20.0	2.0	629
	北	2.7	滝浜漁港	戸倉字滝浜	46-9211	5.0	1.8~3.5	112
	北	2.8	津の宮漁港	戸倉字津の宮		5.0	1.8~3.4	71
	北	2.8	水戸辺漁港	戸倉字水戸辺		5.0	2.2~3.2	74
	北	2.8	折立漁港	戸倉字折立		5.0	1.0~2.5	83

参 考 漁港管理者の連絡先		
南三陸町	町管理漁港の場合	南三陸町 0226-46-1377
	県管理漁港の場合	気仙沼地方振興事務所水産漁港部漁港管理班(波伝谷漁港) 0226-22-6825
女川町	町管理漁港の場合	女川町 0225-54-3131
	県管理漁港の場合	東部地方振興事務所水産漁港部漁港管理班(女川漁港) 0225-95-7318
石巻市	市管理漁港の場合	石巻市 0225-95-1111
	県管理漁港の場合	牡鹿半島：石巻市牡鹿総合支所 0225-41-2114
	県管理漁港の場合	東部地方振興事務所水産漁港部漁港管理班(前述のとおり) (雄勝、寄磯、網地、福貴浦、狐崎、桃ノ浦、仁斗田、石巻、渡波、鮎川)
東松島市	市管理漁港のみ	東松島市 0225-21-1111

3-1 ヘリポート適地分布図



国土地理院提供

3-2 ヘリポート適地状況

(宮城県防災航空隊、他都道府県からの応援ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の離着陸に使用)

(平成24年12月1日現在)

市町名	ヘリポートの適地の名称	所在地	地積 (m×m)	管理者	電話番号	
女川町	⑰女川第四小学校	女川町出島字合ノ浜 54-2	40×60	学校長	0225-55-2410	
	⑱女川第二小学校	〃 女川浜字大原 310	60×70	〃	0225-54-3261	
	⑲女川町総合運動場 (第2多目的運動場)	〃 女川浜字大原 190	100×100	町長	0225-53-3151	
	⑳女川第一中学校	〃 女川浜字大原 469-1	60×60	学校長	0225-54-2168	
	㉑女川町江島自然活動センター	〃 江島字荒藪 40	40×50	教育長	0225-54-3131	
	石巻市	②田代島自然教育センター	石巻市田代浜字内山 58-7	65×50	教育長	0225-95-1111
③荻浜中学校		〃 荻浜字田ノ浜山 3	52×115	学校長	0225-90-2224	
④渡波小学校		〃 渡波町一丁目 5-22	60×120	〃	0225-24-2115	
⑤稲井小学校		〃 真野字八の坪 116-1	75×75	〃	0225-91-2314	
⑧曾波神公園		〃 鹿又字曾波神川原地内	155×130	市長	0225-95-1111	
⑫旧網長小学校校庭		〃 長渡浜字杉 13-3	73×65	〃	0225-45-2111	
⑬遊楽館		〃 北村字前山 15-1	100×100	教育長	0225-72-3561	
⑭桃生中学校		〃 桃生町寺崎字植立 20	140×140	学校長	0225-76-4122	
登米市		⑤東和運動場	登米市東和町錦織 字雷神山 15-3	120×120	市長	0220-22-2111
		⑥長沼	〃 迫町北方字天形 114-2	200×100	土橋 義 学校長	0220-22-2494
	⑦佐沼高校	〃 迫町佐沼字北散田地内	200×120	学校長	0220-22-2022	
	⑧登米市防災センター	〃 迫町森字平柳 25	20×20	消防長	0220-22-0119	
	⑨石越運動公園	〃 石越町南郷字矢作 122-1	100×90	市長	0220-22-2111	
	⑩中田石森	〃 中田町石森字茶畑 7	110×70	市長	0220-22-2111	
	⑪北上川緑化公園	〃 中田町上沼字冠木地内	200×100	藤村 隆 学校長	022-225-2171	
	⑫津山グラウンド	〃 津山町柳津字宮下地内	200×90	市長	0220-22-2111	
	⑬登米運動公園	〃 登米町小島字長橋地内	100×100	市長	0220-22-2111	
	⑭豊里花の公園	〃 豊里町小口前 88	150×130	市長	0220-22-2111	
	⑮南方運動場	〃 南方町堤田 38	110×75	市長	0220-22-2111	
	⑯米山運動場	〃 米山町字清水 11	120×100	市長	0220-22-2111	
東松島市	⑰鷹来の森	東松島市大塩字山崎 5-1	150×100	市長	0225-82-1111	
涌谷町	⑱涌谷スタジアム	遠田郡涌谷町字中下道 27-1	100×70	町長	0229-43-2111	
美里町	⑲南郷球場	遠田郡美里町木間塚中央 1	120×100	町長	0229-58-1211	
	⑳大柳	〃 大柳字天神原地先	200×90	河野 隆 町長	0229-56-2617	
	㉑素山球場	〃 字桜木町 164	100×100	町長	0229-34-2865	
南三陸町	㉑平成の森(野球場)	本吉郡南三陸町歌津 字柘沢 28-1	100×90	町長	0226-46-2600	

○数字はヘリポート適地分布地図上の番号

宮城県飛行場外着陸場

名 称	所 在 地	地 積 (m×m)	備 考
㊸東北電力石巻ヘリポート	石巻市桃生町神取字山下 149	60×60	(常設)
㊹石巻赤十字病院	// 蛇田字西道下 71	17.2×17.2	(病院ヘリポート)
㊺石巻市総合運動公園	// 南境字新小堤 18	240×160	
㊻追波川河川運動公園	// 小船越字山畑 338-1	100×200	
㊼河南中央公園	// 須江字横手 1	100×100	
㊽石巻市桃生総合センター(野球場)	// 桃生町城内字東嶺 164	90×150	
㊾石巻市にっこりサンパーク	// 北上町十三浜字小田 93-4	200×200	
㊿石巻地区消防本部ヘリポート	// 大橋一丁目 1-1	50×30	

参考資料4 避難手段（バス・船舶等）に関する資料

1-1 緊急輸送車両状況

(1) バス

(平成24年12月現在)

市町名	位置		機関名	所在地	電話番号	輸送員 (人)	台数 (台)	輸送力 (人)
	方位	距離 (km)						
女川町	北西	7	女川海洋レンタカー	女川浜字大原 481-25	0225 53-3214	小26	1	26
	西北西	7	黄金バス(株)	浦宿浜字袖山 6-3	54-3207	大43~57 中29~42	8 15	1,023
	西北西	7	女川レンタカー	浦宿浜字蓬田 90-5	53-4014	小8~28	3	63
	北西	7	町民バス (委託事業)	女川浜字大原 316 (企画課)	54-3131	小28 ワゴン9 特9	1 1 1	46
	合計			4事業所				30

(平成24年11月現在)

市町名	位置		機関名	所在地	電話番号	輸送員 (人)	台数 (台)	輸送力 (人)
	方位	距離 (km)						
石巻市	西北西	17	(有)ドリーム観光	水明北二丁目 6-3	0225 96-2387	大53 中43 小24~28	5 2 6	512
	西北西	18	(株)ミヤコーバス 石巻営業所	東中里一丁目 1-1	22-4161	(仙台) 大55 (市内) 中50	18 30	2,490
	西北西	18	(有)コバルト観光	東中里三丁目 2-15	93-1177	中36 小28	1 6	204
	西北西	21	福村観光レンタカー	蛇田字福村北 24	93-5137	小29	2	58
	西北西	21	南三陸観光バス(株)	小船越字山畑 65-1	57-2345	大55 中29 小25	15 5 8	1,227
	北西	21	(有)松山観光バス	相野谷字飯野川町 53-1	62-2131	大53 中40 小27	7 8 10	961
	北西	21	(株)富士観光	相野谷字飯野川町 206-17	62-3433	大53 51(園児用) 中40 小27	2 5 2 6	603
	西北西	24	(有)豊石観光	須江字豊石 50-2	73-3689	大50 中33 小22 リカー15	10 5 9 11	1,028
	西北西	26	ケーエヌ交通(株)	広瀬字馬場屋敷 36-1	73-4035	大54,60 小25,28	2 4	223
	北西	28	(株)桃生交通	桃生町給人町字東町 85	76-2205	大53~60 中39~40 小25~28	6 7 7	796
合計			10事業所				199	8,102

(平成24年12月現在)

市町名	位置		機 関 名	所 在 地	電話番号	輸 送 員 (人)	台 数 (台)	輸 送 力 (人)
	方 位	距離 (km)						
登 米 市	北 西	30	新栄観光バス(株)	豊里町中沼田 165-1	0225 76-3488	大 55 小 25	4 4	320
	北北西	35	とよま観光バス(株)	登米町寺池日子待井 275-1	0220 52-4441	大 55 小 25	2 4	210
	北北西	39	山田運送(株) 東和観光バス	東和町米谷字根郭 104-31	42-2118	大 55 小 25	4 2	270
	北 西	42	佐沼交通(株)	迫町佐沼字萩洗 2-9-5	22-2118	大 55 小 25	4 2	270
	北北西	45	(株)新中田観光	中田町上沼字大泉門畑 120	34-7108	大 55 中 40 小 25	4 1 4	360
	[登米市バス協議会会員事業所] ※登米市バス協議会：登米市中田町上沼字大泉門畑 120 (Tel 0220-34-7108)							
	北 西	42	(株)ミヤコーバス 佐沼営業所	迫町佐沼字中江 2-3-4	0220 22-3064	大 55 中 55	10 15	1,375
合 計			6 事業所				60	2,805

1-2 防災関係機関輸送車両の状況

(1) 宮城県（知事部局）保有自動車の台数調

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

自動車の種類		台数	備考
軽四輪自動車		156 台	
乗用車	小型	126 台	
	普通	184 台	
	計	310 台	
ライトバン（小型貨物自動車）		454 台	
貨物自動車	計	37 台	
バス	計	18 台	
その他	特殊自動車	34 台	
	特種用途自動車	126 台	
	計	160 台	
合計		1,135 台	

(2) 自衛隊輸送車両派遣部隊

部隊名		電話番号
多賀城駐屯地	第 22 普通科連隊	022-365-2121 (内 237)
大和駐屯地	第 6 戦車大隊	022-345-2191 (内 233)

(3) 女川町（町長部局）保有自動車の台数調

(平成 24 年 12 月 31 日現在)

自動車の種類		台数	備考
軽四輪自動車		20 台	
乗用車	小型	16 台	
	普通	7 台	
	計	23 台	
ライトバン（小型貨物自動車）		8 台	
貨物自動車	計	3 台	
バス	計	2 台	
その他	特殊自動車	3 台	
	特種用途自動車	23 台	
	計	26 台	
合計		82 台	

(4) 登米市保有自動車の台数調

(平成 24 年 10 月 1 日現在)

自動車の種類		台数	備考
軽四輪自動車		64 台	
乗用車	小型	47 台	
	普通	30 台	
	計	77 台	
ライトバン（小型貨物自動車）		48 台	
貨物自動車	計	130 台	
バス	計	39 台	
その他	特殊自動車	11 台	
	特種用途自動車	206 台	
	計	217 台	
合計		575 台	

(5) 東松島市保有自動車の台数調

(平成 24 年 11 月現在)

自動車の種類		台数	備 考
軽四輪自動車		46 台	うち軽乗用車 19 台、軽貨物車 27 台
乗 用 車	小 型	19 台	
	普 通	13 台	
	計	32 台	
ライトバン（小型貨物自動車）		17 台	
貨物自動車	計	0 台	
バ ス	計	7 台	全てマイクロバス
そ の 他	特 殊 車	3 台	
	上記以外全て	0 台	
	計	3 台	
合 計		105 台	

(6) 美里町保有自動車の台数調

(平成 25 年 7 月 31 日現在)

自動車の種類		台数	備 考
軽四輪自動車		37 台	うち軽乗用車 9 台、軽貨物車 28 台
乗 用 車	小 型	11 台	
	普 通	5 台	
	計	16 台	
貨 物 自 動 車	小型貨物自動車	12 台	
	貨物自動車	2 台	
	計	14 台	
バ ス	計	14 台	マイクロバスのみ
そ の 他	特殊自動車	1 台	グレーダー
	消防車両	30 台	消防団車両
	計	31 台	
合 計		112 台	

(7) 南三陸町（水道事業・病院事業を含む）保有自動車の台数調

（平成 24 年 12 月 1 日現在）

自動車の種類		台数	備考
軽四輪自動車		59 台	
乗用車	小型	18 台	
	普通	19 台	
	計	37 台	
貨物自動車	小型貨物自動車	20 台	
	貨物自動車	3 台	
	計	23 台	
バス	マイクロバスほか	5 台	
その他	特殊自動車	1 台	フォークリフト
	特種用途自動車	7 台	福祉車両等
	消防車両	38 台	消防団車両
	計	46 台	
合計		170 台	

2-1 船舶保有状況

出典：第58次宮城農林水産統計年報（平成22年～23年） 編集者：東北農政局統計部

市町名	位置		漁港名 (地区)	所在 漁協名	連絡先 電話番号	船舶数()は無線機装備								乗船 可能 人員 (人)	地区 人口 (人)
	方位	距離 (km)				0t ~1	1t ~3	3t ~5	5t ~10	10t ~20	20t ~50	50t ~100	100t 以上		
女川町	北北東	3	出島	出張島所	0225 55-2111	139	37	36	14	7					200
	北西	3	女川	女川町所	53-2188	382	34	117	42	8		1	3		360
	東	4	江島			25	3	2	1	6					79
	合計						546	74	155	57	21		1	3	
石巻市	北	11	北上	十三浜所	66-2011	132	33	26	9						1,581
	北北東	10	河北	河北町所	64-2321	35	2	4							279
	北	8	雄勝東部	東部支所	58-2121	211	41	13	4	3					315
	北	7	雄勝湾	雄勝湾支所	57-2211	115	22	37	4				2		160
	東南東	2	寄磯	寄磯支所	48-2251	79	3	6	2	16					331
	南東	2	前網	前網支所	48-2235	36		3		1					70
	南南西	2	鮫浦	鮫浦支所	48-2265	36	3	3	1	2					98
	南南西	2	谷川	谷川支所	48-2065	45	3	3	1						74
	南南東	3	泊浜	泊浜支所	48-2175	36	2	6	6	3					150
	南	6	牡鹿	牡鹿漁業 協同組合	45-2411	107	3	9	13	27	2				
	南南西	8	網地島			106	7	1	5	2					433
	南南西	5	表浜	表浜支所	46-2136	181	7	60	35	21					713
	南東	7	田代島	石巻地区支所	24-0391	39	1	4	4	4					87
	南西	5	石巻東部	石巻東部支所	90-2131	94	1	25	47	10					146
	西南西	3	荻浜	石巻地区支所	24-0391	18		5	7	6					104
	西南西	4	月浦			17		7	1						66
	西	4	桃浦			40	3	33	5						101
	西	6	小竹浜			27	1	3	1	1					87
	西	6	佐須浜			18	2	2	2	1					
	西	7	渡波			石巻湾支所	24-2111	314	2	5	8	4	1		
西北西	6	沢田	石巻地区支所	24-0391	53	2	1	2						341	
西	8	石巻			7			2	2		8	16		6,114	
合計						1,746	138	256	159	103	3	8	18		12,014

市町名	位置		漁港名 (地区)	所在 漁協名	連絡先 電話番号	船舶数()は無線機装備								乗船 可能 人員 (人)	地区 人口 (人)
	方位	距離 (km)				0 t ~1	1 t ~3	3 t ~5	5 t ~10	10 t ~20	20 t ~50	50 t ~100	100 t 以上		
東 松 島 市	西	12	矢 本	矢本支所	0225 82-2005	95	7	5							
	西	16	鳴 瀬	鳴瀬支所	88-3133	126	2	37	1						
	西北西	16	宮 戸	宮戸支所	88-2112	225	21	6							
	西北西	17	宮戸西部	宮戸西部 支 所	88-3311	213	8		1						
	合 計						659	38	48	2					
南 三 陸 町	北	18	歌 津	歌津支所	0226 36-2002	453	38	75	50	6					
	北北西	16	志 津 川	志 津 川 支 所	46-2800	281	29	76	13	2					
	北北西	14	戸 倉			206	28	42	26	2			1		
	合 計						940	95	193	89	10			1	

2-2 防災関係機関保有船舶の状況

(1) 宮城県所有船舶（女川町、石巻市、東松島市、南三陸町）

位置		停泊港	船舶名	船種	所属課	無線周波数	トン数 (トン)	速力 (ノット)	乗員数 (人)	輸送人員 (人)
方位	距離 (km)									
西	13	石巻漁港	みやしお	漁業調査指導船	水産技術総合センター	—	199	13	16	20
西	13	石巻漁港	開洋	漁業調査指導船	水産技術総合センター	—	19	15.1	5	11
西	16	石巻工業港	うみわし	漁業取締船	水産振興課	—	55	37	6	8
西	16	石巻工業港	うみたか	漁業取締船	水産振興課	—	51	37	6	11

(2) 第二管区海上保安本部（平成25年7月1日現在）

保安部署 航空基地名	所在地 (電話番号)	所属船艇名 航空機名	長さ (メートル)	速力 (ノット)
宮城海上保安部	塩釜市真山通三丁目4番1号 (022-363-0114~0116)	巡視船 ざおう (ヘリコプター1機搭載型)	105.0	22.0
		巡視船 くりこま (1,000トン型)	91.4	20.0
		巡視船 まつしま (1,000トン型)	78.0	20.0
		巡視艇 うみぎり (30メートル型)	30.0	30.0
		巡視艇 しらはぎ (20メートル型)	20.0	30.0
石巻海上保安署 (仮庁舎)	石巻市泉町四丁目1-9 法務合同庁舎2階 (0225-22-8088)	巡視艇 しまかぜ (20メートル型)	20.0	29.0
気仙沼海上保安署 (仮庁舎)	気仙沼市魚市場前7-3 気仙沼産業センター 「海の市」3階 (0226-22-7084)	巡視艇 ささかぜ (20メートル型)	20.0	29.0
第二管区海上保安 本部仙台航空基地	岩沼市下野郷字北長沼4 (0223-22-2891)	MA865 はくたか (中型飛行機)	14.22	263
		MA860 うみねこ (中型飛行機)	13.33	245
		MH961 うみすずめ (中型回転翼航空機)	16.65	167
		MH968 うみすずめ (中型回転翼航空機)	16.65	167

避難計画[原子力災害]作成ガイドライン

制 定 平成26年12月

編集・発行 宮城県環境生活部原子力安全対策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話番号 (022) 211-2607

U R L <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/>
